

平成27年 9月 8日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成27年9月8日(火)午前10時00分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問(別紙のとおり)
- 日程第 6 請願の取下げについて
(請願第1号 町道4036号線舗装及び側溝整備に関する請願)
- 日程第 7 請願第 4号 町道2017号線の道路拡幅整備に関する請願
審査報告(総務産業常任委員長)
- 日程第 8 議案第32号 審議会等の委員構成の変更等に関する条例を制定することについて
- 日程第 9 議案第33号 東庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第10 議案第34号 東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについて
- 日程第11 議案第35号 香取広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第12 議案第36号 東庄町立橘小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請負契約の締結について
- 日程第13 議案第37号 東庄町立東城小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請負契約の締結について
- 日程第14 議案第38号 平成27年度東庄町一般会計補正予算(第3号)
- 日程第15 議案第39号 平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
- 日程第16 議案第40号 平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)

- 日程第 17 議案第 41 号 平成 27 年度東庄町水道事業会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 18 認定第 1 号 平成 26 年度東庄町一般会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 19 認定第 2 号 平成 26 年度東庄町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 20 認定第 3 号 平成 26 年度東庄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 21 認定第 4 号 平成 26 年度東庄町食肉センター特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 22 認定第 5 号 平成 26 年度東庄町訪問看護ステーション特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 23 認定第 6 号 平成 26 年度東庄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 日程第 24 認定第 7 号 平成 26 年度東庄町水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について
- 日程第 25 認定第 8 号 平成 26 年度東庄町国民健康保険東庄病院事業会計決算認定について
- 日程第 26 請願第 5 号 町道 3021 号線の道路拡幅及び流末排水整備に関する請願
- 日程第 27 陳情第 1 号 「東関道銚子線建設促進を求める意見書」採択に関する陳情

日程第 28 休会の件

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期決定の件
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 一般質問（別紙のとおり）
- 日程第 6 請願の取下げについて

- (請願第 1 号 町道 4 0 3 6 号線舗装及び側溝整備に関する請願)
- 日程第 7 請願第 4 号 町道 2 0 1 7 号線の道路拡幅整備に関する請願
審査報告 (総務産業常任委員長)
- 日程第 8 議案第 3 2 号 審議会等の委員構成の変更等に関する条例を制定する
ことについて
- 日程第 9 議案第 3 3 号 東庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定
することについて
- 日程第 1 0 議案第 3 4 号 東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定す
ることについて
- 日程第 1 1 議案第 3 5 号 香取広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約
の制定に関する協議について
- 日程第 1 2 議案第 3 6 号 東庄町立橘小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請負
契約の締結について
- 日程第 1 3 議案第 3 7 号 東庄町立東城小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請
負契約の締結について
- 日程第 1 4 議案第 3 8 号 平成 2 7 年度東庄町一般会計補正予算 (第 3 号)
- 日程第 1 5 議案第 3 9 号 平成 2 7 年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 1 6 議案第 4 0 号 平成 2 7 年度東庄町介護保険特別会計補正予算 (第 2
号)
- 日程第 1 7 議案第 4 1 号 平成 2 7 年度東庄町水道事業会計補正予算 (第 1 号)

出席議員 (1 6 名)

- 1 番 宮 澤 健 君
2 番 林 俊 之 君
3 番 大 網 正 敏 君
4 番 花 香 孝 彦 君
5 番 佐久間 義 房 君
6 番 板 寺 正 範 君

7番 城之内 一 男 君
8番 高 木 武 男 君
9番 林 甚 一 君
10番 鈴 木 正 昭 君
11番 多 田 和 弘 君
12番 土 屋 進 君
13番 山 崎 ひろみ 君
14番 宮 崎 正 吾 君
15番 高 嶋 雅 弘 君
16番 鎌 形 寿 一 君

欠席議員

なし

出席説明員（12名）

町 長 岩 田 利 雄 君
副 町 長 清 水 正 幸 君
監 査 委 員 平 山 茂 君
健 康 福 祉 課 長 石 毛 克 身 君
総 務 課 長 金 島 正 好 君
病 院 事 務 長 鈴 木 和 雄 君
会 計 管 理 者 笹 本 博 之 君
ま ち づ ぐ り 課 長 大 後 修 司 君
町 民 課 長 多 部 田 秀 也 君
農 業 委 員 会 事 務 局 長 河 津 静 夫 君
教 育 長 職 務 代 理 者 林 英 伸 君
教 育 課 長 小 林 豊 君

出席事務局員（3名）

事 務 局 長 石 毛 一 久
次 長 宮 前 玉 子
主 査 岩 瀬 知 博

(午前10時00分 開会)

議長(鎌形寿一君)

ただいまの出席議員は全員です。

ただいまから、平成27年9月東庄町議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、13番 山崎ひろみ君、
2番 林俊之君、両名を指名します。

日程第2、会期決定の件を議題とします。

本定例会の会期は、本日から9月18日までの11日間とすることに議会運営委員会において意見の一致を見ております。

したがって、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長、多田和弘君。

11番(多田和弘君)

平成27年9月定例会の運営についてご報告いたします。

今期定例会の運営につきましては、去る9月1日に議会運営委員会を開きまして、会期及び審議予定などについて協議をいたしました。この定例会に付議されます案件は、請願の取り下げ1件、請願の審査報告1件、町長提案18件、請願1件、陳情1件であります。これらの案件を審議するために、会期は本日から9月18日までの11日間とすることに合意を見ております。

審議の予定は、第1日目の本日は、議事日程に従いまして、諸般の報告、行政報告の後、一般質問は3人の議員から通告がありましたので、これを行います。次に、請願の取り下げについて採決し、続いて請願第4号について総務産業常任委員長の報告を受け、質疑・採決を行います。続いて、議案第32号から議案第41号までを順次上程し、質疑・採決を行い、延会といたします。

第2日目の9日には、認定第1号から認定第8号までの平成26年度各会計歳入歳出決算認定を上程し、提案理由の説明、各会計の決算内容の説明を行います。その後、議会の議決をいただいて議員全員で構成する決算審査特別委員会を設置し、お手元の委員会付託表のとおり、詳細な審査を同委員会に付託することとなります。

ここで暫時休憩し、引き続き議場において決算審査特別委員会を開催し、委員長、副委員長の互選を行い、終了後、本会議を再開し、改めて委員長、副委員長の互選結果の報告を行います。次に、請願第5号及び陳情第1号を上程し、請願紹介議員の代表から趣旨説明を求め、所管の常任委員会に付託した後、休会の件を諮り、散会とします。

第3日目の10日から17日までは休会としまして、この間、10日、11日、14日には決算審査特別委員会を、15日には総務産業常任委員会を開催することに合意を見ております。

なお、委員会開催の詳細は審査日程によりご了承願います。

最終日18日は、時間を午後2時30分に繰り下げて本会議を開きまして、認定第1号から認定第8号までの決算審査特別委員会の審査報告を受け、質疑・採決の後、総務産業常任委員会の審査報告を受け、質疑・採決を行って閉会といたします。

なお、定例会閉会后、全員協議会を開催して、組合議会等の議会報告を行う予定です。

以上で、議会運営委員会において決定しました事項の報告を終わります。

本定例会が円滑に運営されますよう、各位のご協力をお願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員長報告のとおり本日から9月18日までの11日間とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月18日までの11日間に決定しました。

日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、議長より議会の会務報告を行います。

6月定例会以後の議会活動及び議員活動は、お手元に配付の報告書のとおりです。

次に、地方自治法第121条第1項の規定による本定例会の出席要求に対し、お手元の印刷物のとおり通知がありましたが、病院院長、高石佳則君から診療業務のため欠席したい旨の届け出がありました。ご了承願います。

次に、本日、町長より議案の送付があり、これを受理しました。

次に、請願 1 件、陳情 1 件を受理しました。

次に、6 月定例会において可決されました意見書については、関係機関に送付いたしました。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第 4、行政報告を行います。

町長及び教育長職務代理者から行政報告の申し出がありますので、これを許します。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、平成 27 年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの行政報告について、主なものを申し上げます。

まず 1 ページ目、総務課の庶務関係でございますけれども、7 月 20 日、町内外から大勢の来賓を迎え、町制施行 60 周年記念式典を挙行いたしました。席上、町の発展にご功績のありました 78 名の皆様を表彰させていただきました。議員各位にもご多忙の中、ご出席をいただきまして、改めて御礼を申し上げる次第でございます。

60 周年記念事業といたしましては、町勢要覧の発行のほか、各種イベント記念事業として開催しているところでございますけれども、来年 3 月まで 60 周年記念事業として実施をしております。

次に 2 ページ目上段、防災関係でございますけれども、6 月 7 日、消防団ほか 7 団体の協力によりまして、総勢 300 人で防災演習を実施いたしました。ことしは区長会、民生委員、日赤地域奉仕団や防災ボランティアなど、参加団体が増え、充実した訓練となりました。引き続き関係機関や団体の連携強化、防災意識の高揚に努めてまいります。

次に、下段の地方創生関係でございますけれども、プレミアム商品券の販売は 1 万セットを販売し、完売をいたし、加盟店数は 179 店舗、8 月 31 日現在の換金額は 8,100 万円となっております。

また、学童保育バスの委託ということで、6 月、7 月でバスの運行 74 本、延べ 707 人の利用をいただいております。これらは国庫補助金を活用した事業でござ

います。

次に4ページ目、町民課の賦課徴収関係でございますけれども、平成27年度町県民税等の納税通知書等を記載のとおり発送いたしました。課税額は町県民税普通徴収分3億697万円、また国保税4億7,582万円となっております。町税は町の財源の根幹をなすものであります。徴収率の向上に今後とも努めてまいります。

次に8ページ目、環境関係でございますけれども、住宅用省エネルギー設備設置補助金10件、合併処理浄化槽補助金9件の交付を決定しております。県の補助金を有効に活用して設置促進に努めてまいります。

次に10ページ目、衛生関係でございますけれども、各種検診、予防接種等の事業を記載のとおり実施しております。

また、11ページ目上段、子ども医療費、高校生医療費対策事業といたしまして、5月から7月支払い分の実績を記載しております。本年1月から高校生世代まで医療費助成制度を拡充したところでございますが、高校生等の医療費助成は79件、72万5,000円となっております。この制度が子供たちの健全な育成と子育て世帯の負担軽減に寄与しているものと考えております。

次に12ページ目、下段、地域包括支援センター、訪問看護ステーション、デイサービスセンターの活動・利用状況を記載しております。引き続き子育て支援、老人福祉施策はもとより町民の皆様の健康づくりに取り組んでまいりたいと存じます。

次に13ページ目、まちづくり課の建設関係でございますけれども、道路改良工事等11件、総額で5,000万円余りの工事の発注をいたしました。

また、16ページの上段、商工・観光関係でございますけれども、8月は東庄音頭ばんおどり会、大相撲笹川夏合宿とファン感謝デーが開催されました。さらに郡上八幡おどりということで、町民有志の皆さんが東庄町の分家に当たります郡上市を訪問し、交流を深めるなど、町を元気にする取り組みを行っております。町といたしましても、こうした取り組みに可能な限りバックアップをしてまいりたいと存じます。

最後に18ページ目、東庄病院関係でございますけれども、入院患者数と外来患者数の1日平均はそれぞれ52.09人と107.28人となっております。順調に運営されているものと考えております。

また、自治医科大学生1名を8月24日から28日まで地域医療実習ということ

で受け入れ、医療現場での実習をしていただきました。今後とも自治医科大学との連携を深め、医師の確保につなげてまいりたいと考えております。

以上で、行政報告を終わらせていただきます。よろしく願いをいたします。

議長（鎌形寿一君）

教育長職務代理人、林英伸君。

教育長職務代理人（林 英伸君）

それでは、教育委員会の行政報告の主なものを申し上げます。

まず、19ページでございます。上段の教育委員会関係でございますが、定例の教育委員会を3回、協議会を2回、記載のとおり開催させていただいております。

協議会につきましては、後ほどご報告申し上げます入札執行に伴う対応のため、緊急に開催されたものでございます。

続きまして、中段の学校教育関係でございますが、プール授業開始に伴い、学校施設の飲料水のほか、プール施設の水質検査、こちらを実施しております。今後も水質検査を実施し、水道施設の安全確保に努めてまいりたいと思います。

続きまして、2項目め、（2）下段から20ページ上段の契約関係ですが、各小学校及び中学校の屋内運動場非構造部材耐震工事計画の工事監理業務委託契約を記載のとおり締結いたしました。さきの臨時会で補正予算を可決いただき、設計金額の見直しを行い、入札を執行したものでございます。

なお、橘小学校、東城小学校の契約に際しましては、予定価格が5,000万円を超えておりましたので、この後、議会の議決をいただくものとなります。よろしく願い申し上げます。今後は、工事が予定どおり遂行されますよう、留意してまいります。

3項目めから4項目め、生涯学習、公民館、図書館関係でございます。20ページ中段から21ページ中段に記載のとおり、各種社会教育、生涯学習関係事業を実施しております。

最後になりますが、給食センター関係では、報告期間の総給食数は4万941食、一日平均1,240食となっております。これからも衛生管理の徹底を図り、安定した給食の提供に努めてまいりたいと存じます。

以上で、教育委員会の行政報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

これで行政報告は終わりました。

日程第5、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

7番、城ノ内です。よろしく申し上げます。

教育行政及び教育環境について、財政運営について質問します。

最初に教育行政及び教育環境について質問します。

まず、教育改革と教育行政について伺います。

安倍政権は、重要課題として教育再生を掲げ、日本人としてのアイデンティティを育てるとのかけ声でさまざまな施策を進め、改革を推進しています。

教科書の検定基準を変え、政府見解を書くように促し、領土問題も政府の主張どおりに教えるよう、指導の方針を改め、道徳を教科に格上げし、愛国心を掲げた教育基本法に基づく教科書を導入する。高校で公共、歴史総合を必修の検討など、懸念される面もあります。

教育改革について、教育長に3点、教科書検定に関して、道徳の教科化について、全国学力調査について所見を伺いたいところですが、いまだ任命されていない中、機会があれば次に伺うこととして、教育行政について伺います。

新たな教育委員会制度では、法改正により、これまで形式上維持されてきた教育委員会の権限のうち、執行権に対する首長の関与が強まり、教育長の任命権、指揮監督権がなくなったことから、教育委員会と教育長、首長の関係を大きく変えるものであることが確認できます。合議制執行機関として存続し、今回の改正では、教育委員会制度が廃止されなかったのは、教育行政においては、一方的な価値観ではなく、多元的な考えや視野が求められるゆえんであり、このことを尊重した運用が求められます。首長や教育長の権限が強まった中、首長が教育長を罷免することもできるようになったため、教育長が政治への歯どめになり得ないことも懸念され、新たな制度では、教育委員会は首長、教育長の意向を追認するだけの存在になり、歯どめがきかなくなるのではないかという指摘もあります。教育委員会の見解を伺います。

首長や教育長の権限が強まり、個人に揺さぶられる懸念が残る中、教育委員によ

るチェック機能が重要度を増しています。これまでは指揮監督と指導・助言という委員会と事務局が相互にチェックし合う関係でしたが、法改正では、法的な権限を持って教育長を監督する立場ではなくなります。多くの保護者や住民の声を代表して、合議制執行機関としての機能を高めていくことが求められます。

教育委員に求められる保護者や町民の声を聞き、その抱えている課題を捉え、現場で働く教職員がどのような課題に直面しているか、学校現場に識見を持つ教育委員、教育に対する深い関心や熱意を求められます。教育要求を教育行政に届けていく役目を果たし、教育委員の人材を得ることが重要になります。教育委員会の所見を伺います。

あわせて教育長が会議を主催して委員会をまとめると同時に、具体的な事務を執行する責任者であり、事務局の指揮監督者となり、教育長の権限も強化された中、首長が任命、罷免についても同様、いずれも議会の同意が必要ですが、首長に従属するのではなく、事務局のスタッフを含め、教育行政の専門家としての立場から、みずからの裁量を十分に発揮し、町の教育の充実に努めることが期待されます。あわせて認識を伺います。

次に、教育環境の整備・充実について伺います。

小学校統廃合、給食センター、小中一貫教育について改めて伺います。

新たな教育委員会制度においては、首長が総合教育会議を主宰し、首長と教育委員会との間で教育について自由な意見交換、協議を行い、教育委員会の権限に属する事務と首長の権限に属する事務との調和を図ることが目的であり、首長が地方公共団体の教育・学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定める大綱を定め、公表するという中、総合教育会議は学校統廃合を協議・調整のテーマとしているため、教育環境に密接にかかわる部分で首長の影響が強まることも予想されます。

そこで改めて確認します。東庄町立小学校統廃合計画が示されている中、統廃合の方向性に変わりはないのか、給食センターも含めて教育委員会の見解を伺います。

あわせて統廃合計画が示されたとはいえ、説明は不十分、何ら説明されていません。丁寧な説明が必要です。小中一貫教育を含め、将来の構想、方向性をしっかり示す必要があります。教育委員会の認識を伺うとともに、統廃合計画案が示され1年以上も経過した中、その後、何ら説明されていません。教育委員会議における協

議の経緯について伺います。

小中一貫教育について教育委員会の考えをお聞きします。

小学校統廃合計画では、将来的課題とし、実現に向けて研究・検討を行っていくこととしている中、改正学校教育法が成立し、小中学校の6・3の区切りをやめ、9年間を共通したカリキュラムで学ぶ小中一貫校を国の制度に位置づけ、新たな学校の種類として業務教育学校と名づけ、業務教育学校は校長が一人で、小学生と中学生の校舎が一体の形が基本ですが、別々でも移行は可能、新しい校舎を建てる際には半額を補助するなどの支援も決めた中、将来的に取り組むべき課題と位置づけていますが、現在、検討すべき課題と思います。教育委員会の見解を伺います。

あわせて学校統廃合の手だてとして一貫校化が進められていることも問題がありますが、経済的な事情より教育効果を優先して統廃合の議論を進めてほしいところであり、どんな教育効果があるか、課題も含めて十分検証する必要があります。小学校と中学校ではカリキュラムが連続しておらず、業務教育の9年間をなぜ6年と3年に分ける必要があるかということです。9年間を一貫したカリキュラムにして、積み上げていったほうがよいのではないのでしょうか。

形ばかりの一貫校では、つくる意味を問われます。どんな学校を設計するのかです。教育委員会の所見をあわせて伺います。

次に、町の教育のあり方、方向性について伺います。

小学校統廃合計画が示された中、総合がゴールではありません。どんな学校をつくるかです。学校教育における最大の使命は、学力の向上が基本であり、学校教育法で規定された学力の三つの要素は、基礎的な知識及び技能の習得、これらを活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力、その他の能力、主体的に学習に取り組む態度、このような力をつけることが目標です。

保護者が求める学力とは、課題発見力や倫理性など、社会生活で役立つ力、コミュニケーション力など、社会で活用できる力への期待が、教育や指導に望むこととして高い学校教育に対する保護者の意識調査の結果もある中、単に知識を身につけるのではなく、教わるから学ぶ場へ、特色ある教育活動への取り組みが求められます。教育委員会の所見を伺います。

小学校英語について伺います。

2020年に全面実施を目指す新学習指導要領の審議が本格化します。文部科学

省は、英語力向上のため、小学校英語の開始時期を現行の5年生から3年生に早める方針、正式教科ではない現状を改め、五、六年生は教科とし、授業時数も週2こまにふやし、中学校で習わせる読み書きも含めて指導、成績は数値評価し、教科化するという中、小学校の英語をめぐる国が英語教育の早期化の方針を掲げる中、国の方針に先んじて、小学校1年から英語を教えている公立小中一貫校が1割を超す現状もあります。早期の英語教育について、教育長の所見を伺いたいところですが、教育長が任命されていない中、教育委員会としての考えがありましたらお聞きします。

学校図書館について伺います。

学習指導要領において、言語能力の育成の重要性が掲げられています。相手の思いや考えを正確に聞き取り、自分の考えや思いを的確に相手に伝える言語力の育成が急務であり、子供の豊かな心を育て、健やかな体と確かに学力を身につけさせることは、学校教育の最大の目標です。豊かな心を育む取り組みとして、読書活動の推進が唱えられ、子供の言語能力などを高める上で重要とされる読書活動、頭と心を鍛える読書の効用、計画的な調べ学習を実施することで課題解決の方法を知り、みずから学び、課題を解決しようとする力の育成につながる学力向上と学校図書館の連携は不可欠です。

学校図書館及び読書活動の推進について、教育長の所見を伺いたいところですが、これも機会があれば、次に伺うことといたします。

あわせて、学校図書館で子供たちは誰でもたくさんの本を読み、学ぶことができます。学校図書館は読書をする部屋から読書や学習を先生や司書教諭、学校司書の支援や指導により、課題に適したメディアから有用な情報を得て解決する学習に、やらされる学習からやりたい学習に、学習を能動的に支援する、部屋を表現する図書室から機能を表現する学校図書館に、子供たちに読書や調べものの指導をしたり、蔵書を授業に積極的に活用したりして、大きな成果を上げている学校は少なくない中、また図書館を計画的に活用している学校では、学力が向上したという調査結果もあります。

学校図書館について、認識を伺うとともに、小学校統廃合計画における笹川小学校の図書室は余りにもお粗末、既存の施設を最大限活用、必要最小限の改修という中、教育委員会の見解をあわせて伺います。

次に質問事項 2、財政運営について質問します。

最初に、財政分析について伺います。

ギリシャのデフォルト危機が世界の注目を浴び、政府債務は、米国、イタリア、スペイン、日本などで共通の問題になっているところであり、日本の債務残高は先進国最悪、このままの状態が続けば、財政が危機的状況になる可能性は高いとも言えます。

日本のような巨大な経済を持ち、国家を支える有効な仕組みはありません。財政規律を持つことが大切です。財政当局の見解を伺い、財政分析について、財政当局の見解を伺います。

あちこちの自治体の財政危機が表面化し、自治体財政もついに連続して破綻する時代に入ったのかという気になりがちですが、自治体は破綻すると、その社会的影響は大きいものがあります。何としても避けなければなりません。住民の生活を根底で支えているのは自治体であり、自治体財政は常に健全性が保たれなければなりません。地方自治体は健全な運営に努めなければならないことが地方財政法第 2 条に規定されています。

自治体で財政運営の健全性を保つためには、財政分析を十分に行い、予算編成をする予算の執行結果としてまとめられる決算数値について、これらを検証して、財政運営とその結果と状況を明らかにする必要があります。

自治体財政とは、自治体という地方政府の活動をお金の面から捉えたものであり、自治体の経済活動です。

多くの自治体では、財源総額が減少している中、高齢化に伴い、社会保障の経費等が増加、歳出に対応した歳入確保が難しく、予算が組みにくいという厳しい状況にあります。国は赤字国債に頼った財政運営をしていますが、地方財政の場合には、赤字地方債の発行ができない制約にあるので、人件費カットなどの行政改革でしのごうとするものの、基金を崩さざるを得ず、その基金も底が尽きかけている団体から悲鳴が聞こえるという状況にあります。赤字債を認めないということは、それだけ窮屈な財政運営があるわけです。財政当局の認識を伺います。

財政分析について伺います。自治体会計は、現金主義ではありますが、決算統計によって財政分析されています。そこでは財政分析のために必要な情報が盛り込まれており、情報量は財務諸表よりも多量です。しかし、現金主義ですので、普通会

計については減価償却の情報は持っていません。

一方、自治体会計は、現金主義であると同時に建設公債主義であり、かつ地方財政法5条の2の中で、地方債の償還期間は耐用年数よりも短く設定すべきと定めています。資金ショートが起きていない限り、減価償却は償還額よりも小さいことから、現金の動きだけを見ていれば、財政運営の持続可能性が維持できる仕組みになっているとも言えます。現金主義会計の歳入と歳出は、1年間の資金ショートの有無を見ているものですが、資金ショートが起きていなければ、当期利益に当たるものが黒字であり、バランスシートが債務超過ではないので、持続可能性の条件を必然的に満たします。

現金主義会計で資金ショートを見るだけで財政運営ができますが、財政分析は、基本的に現金主義による財政情報の積み重ねで十分であると言えます。財政分析の手法を確立する必要があります。財政当局の認識を伺います。

あわせて財務4表の導入などによる公会計制度は情報開示としての充実という点では不可避であり、財政活動を総覧するという意味でも有益であり、整備する必要があります。自治体の財政担当者は、現金主義だけでなく、発生主義の文法にも通じて自治体の財政運営を説明する必要があります。財政当局の見解をあわせて伺います。

次に、財政の健全化と財政規律について伺います。

自治体の財政放漫化に歯どめがかけれられないという状況下、地方公共団体財政健全化法が2007年成立しました。およそ50年ぶりの財政再現制度の見直しです。自治体財政の健全性を保つためのものです。財政再生段階に追いやることに本旨があるのではなく、早期健全化の段階で自主再建を進めることに狙いがあります。同法の趣旨に沿って健全化判断比率である四つの財政指標の理解や公会計改革との関係など、制度を理解し、財政分析のあり方や財政規律を獲得する努力を進めることが必要です。財政担当者の認識を伺います。

財政健全化法の財政指標は、自力では再生できない状態に陥っている、あるいは、その可能性の高い団体を規制するための指標であって、健全な財政運営を担保する上で、常にウォッチしていなければならない財政指標が提供されたわけではありません。健全化判断比率で早期健全化段階にならないのはむしろ当然で、財政再生段階になるのはごく例外的な異常な状態であって、基準を下回っていればおとがめな

しで財政運営ができますが、健全段階であっても全て財政状態が健全な団体であると言えるのかということです。決してそのように考えてはいけません。全て財政状態が健全であるとは言えません。健全段階であっても、自主的に財政健全化の目標を財政指標も含め、定めて、不断の努力を払うことが大切です。財政当局の見解を伺います。

財政健全化法で財政指標の基準以上になりますと、財政再建を強く促されるスキームの適用を受けます。自由な政策選択ができなくなります。自治体であるにもかかわらず、自治権が制限されます。夕張市は財政再建法の枠組みのもとで、国の管理下で財政再建を進めていますので、予算編成権が制限されているという意味では、破綻と言っていいかもしれませんが、夕張市の債務の返済は、デフォルトが起きたわけではありません。財政再建団体とは、デフォルトが起きない仕組みであるがゆえに、自治体にとっては住民負担と公共サービスの引き下げと、大幅な給与カットと人員削減など、経費削減によって、基本的には自分たちがつくった債務は全て自分で返済するという仕組みです。個人で言う自己破産や、企業で言う債務調整がないという意味で、厳しい世界であることは明らかです。財政当局の認識を伺います。

あわせて財政健全化法の制定は、公選首長が財政運営をして、公選議会がそれを監視するという民主主義による財政統制が基本であるとしても、それだけでは十分とは決して言えないということであり、財政健全化法では、監査部門の役割は飛躍的に大きくなり、議会による監視機能という民主主義の基本に立ち返って、財政再生段階はもちろん、早期健全化段階になったところで議会の監視機能に強く期待する制度になっています。議会はその意味で、財政再建では当事者となり、住民への説明責任も重くなりました。

議会は4指標の動きを読み取らなければなりません。財政指標がどのような意味があり、財政運営では何に気をつけていかなければならないのか、理解すること、考えることが大切です。その意味においても、健全化判断比率の議会報告に当たっては丁寧な説明が必要です。財政当局の見解を伺います。

あわせて、健全化判断比率の4指標の関係について財政当局の認識を伺います。

四つの財政指標は互いに相関関係があります。四つの財政指標は、実質的な意味での財政健全化ではない見直しをした場合には、何かの指標が悪化するか、後年度に何かが悪化するか、時間がたってもなかなか好転しないなどの効果が出るように

考えられています。財政健全化法の4指標では、どれかの指標で実質的な財政健全化につながらない運用を捕捉するよう配慮されています。4指標の相関関係について財政当局の認識をあわせて伺います。

自治体の財政規律の確立について行政の見解を伺います。

さまざまな自治体が財政危機を叫んでいます。置かれた状況はさまざまです。原因や処方箋も個別に見れば違います。財政難に陥る団体は、厳しい意思決定を避けてきたと言えます。財政難が進んでいることに気がつかなかったとか、把握できなかったということではなく、厳しい意思決定を伴う判断ができない、決断すべき時期に決断せずに先送りする、自治体に限らず、組織に常に生じる問題は決められない体質に陥ることです。

財政健全化法もそれを許さない状況をつくり出すところに目的があります。財政当局の認識を伺います。

自治体には、一種の甘えの体質があると批判されます。地方交付税で財源が保障されているからだといった国への依存体質など、地方交付税制度や財政再建制度などの制度が、財政規律の弛緩を生んでいる自律した存在ではないという厳しい指摘もあります。財政当局の見解を伺い、あわせて自治体には多くの住民の利害が集中します。住民は自治体にさまざまな期待を寄せます。政策の優先順位をはっきりさせて、厳しい意思決定をすることは簡単ではありません。意思決定に整合性を欠き、組織内部の統制がとれず、ガバナンスがないという状態に陥りがちです。先送りする体質が生まれます。自治体にガバナンスが弱いことは確かです。自治体の財政規律を確立し、ガバナンスを獲得するためには、地方財政制度がどのようなものであるかの本質をつかむことが大切であると考えます。行政の認識を伺い、地方交付税の財源保障がモラルハザードだともされる中、地方交付税は長期的には減少傾向であり、地方財政計画が右肩下がりの時代になり、財源に恵まれない小規模団体を中心に財政状況が相当悪化しています。右肩上がりの時代は終わって、右肩下がりになったことは誰でもわかっているようでも、公共の世界ではそのことへの意識変化がまだまだ十分でないように思います。財政当局の見解を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

それでは、私のほうから、ご質問事項のうち教育行政及び教育環境につきましてお答えを申し上げます。

答弁の前に申し上げます。ご質問の中で、いわゆる教育委員会に対する見解、所見、認識をお聞きいただいております本答弁につきましては、事務局を含めました広い意味での教育委員会のものとしてご認識を賜りたいと存じます。

初めに、質問要旨の1、教育改革と教育行政についてでございます。

1点目、首長の関与にかかる新教育長と教育委員で構成する教育委員会の関係のご質問がございました。非常勤の委員と教育長で構成される教育委員会は、新制度におきましても引き続き執行機関であります。また、総合教育会議で首長と協議・調整は行いますが、最終的な執行権限は教育委員会に留保されております。

従いまして、新制度におきましても、政治的中立性は確保されているものと認識をしております。

2点目、新教育長と教育委員との関係についてであります。これにつきましては、1点目の答弁と重複する部分もございますので、ご了承を願いたいと存じます。

今回の法改正におきまして、教育行政の責任者としての教育長のリーダーシップは高まりますが、教育長以外の非常勤の委員とで構成する教育委員会の多数決をもって機関意思を決定する仕組みは従来どおりであります。

また、教育委員の教育長へのチェック機能の強化といたしまして、教育委員の3分の1以上からの会議の招集請求権、また教育長が委任された事務の管理・執行状況の教育委員会の報告義務が首長に課せられております。これらが新規項目として法に盛り込まれたところでございます。

さらには、教育委員の職業等に隔たりが生じないように、配慮する規定を改正後も維持しており、教育の専門家ではない一般市民の意向を教育行政に反映し、大局的基本方針を決定していく、いわゆるレイマン・コントロールの考え方は変わっていないものと言えます。

このようなことから、教育委員の責務はますます増しており、あらゆる機会を捉えて研修の充実等を図っていただくよう、お願いをしまいたいと考えております。

3点目、教育長のリーダーシップの高まりに関して、事務局をも含めた教育委員

会のあり方に関するご質問がございました。本件に関しましては、誠に恐縮でございますが、答弁は控えさせていただきまして、新教育長の就任後、改めてご質問をいただければと存じます。

次に、ご質問事項2、教育環境の整備・充実についてのご質問についてお答えを申し上げます。

1点目、新たな制度における大綱と小学校統廃合計画、学校給食センターの整備の関係のご質問がございました。議員のご質問にもございましたが、総合教育会議では、教育行政の大綱策定のほか、教育の条件整備など、重点的に講ずべき施策及び児童、生徒等の生命または身体に現に被害が生じ、またはまさに被害が生ずるおそれがあると見込まれる場合等の緊急の場合に講ずべき措置について、首長と教育長、教育委員で構成される教育委員会との間で協議、調整されることとなります。本町におきましては、6月12日に第1回の総合教育会議が開催されております。この中で、町長から改正法の趣旨に鑑み、教科書採択、個別の教職員人事等、特に政治的中立性の要請の高い事項につきましては、協議課題、議題としないことが確認されるとともに、町長と教育委員会双方、意思疎通を図りながら、大綱の策定を進めること等が確認、合意されました。

このようなことから、小学校統廃合計画等につきましても、その実施にあたりまして、詳細については、この総合教育会議の中で協議、調整される事項であると認識をしております。

2点目、統廃合計画について、説明不足とのご指摘と、会議経過についてのご質問がございました。これらにつきましては、新たな制度の中での大綱を念頭に置いたものにつきましては、まだその緒に就いたばかりであり、ご説明できる内容のものはないのが現状であります。ご理解を賜りたいと存じます。

3点目、4点目として、小中一貫教育に関してのご質問がございました。学校教育法の改正により、平成28年4月1日から小中一貫教育を実施することを目的とする業務教育学校が制度化されます。事務局といたしましては、教育委員にご検討をいただく前段として、その資料収集に努めているところでございます。

本制度につきましては、文部科学省が今月29日に、県及び政令指定都市の教育委員会を対象とした説明会を開催いたします。これらの資料も活用しながら、制度運用の詳細につきましても、さらに研究を進めてまいりたいと存じます。

また、制度導入を検討するに当たり、教育効果を最優先として検討されることは当然のことであると認識をしております。しかしながら、事務方といたしましては、検討の中には、対費用効果につきましても、考慮されるべき事項であると考えております。

次に、ご質問事項の3、町の教育のあり方、方向性についてのご質問についてお答えを申し上げます。

ご質問が多岐にわたりますので、要約して申し上げます。

小学校統廃合後の学校の姿及び図書館につきましては、先に申し上げました総合教育会議の中での協議、調整を踏まえ、小中一貫教育制度の導入とあわせて総合的に検討してまいることとなると考えております。

小学校の英語教育の町における取り組み状況につきましては、現在、各小学校にALTを一日2コマを単位といたしまして、年間延べ日数にして、各校10日間派遣し、低学年の英語教育を実施しております。

その他の事項につきましては、貴重なご意見として承りたいと存じます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私のほうから城之内議員の質問事項2、財政運営について、7項目に要約してお答えいたします。

1点目でございます。国で発行している赤字国債が地方財政では認められていない件についてでございますが、地方財政法第5条、地方債の制限によりまして、災害復旧や文教施設、土木施設の建設事業債などの例外を除いて、地方債は発行することができないとされております。国は特例公債法を毎年制定しておりまして、赤字国債を増発した結果、現在のように債務超過となってしまいました。地方公共団体は、赤字決算に陥るからといって、赤字債は発行できず、赤字決算を回避するためには、経費節減に努める、増収に努める、基金の取り崩しを行うといった方法が必要とされます。この制約が逆に多額の債務超過への抑止力とも考えられるところでございます。

次に2点目、財政分析についてでございますが、現金主義による会計運営では、

単年度決算の黒字が前提となっております。そのため、1年間の歳入歳出に重点が置かれております。

さらに、現金主義に加えて、発生主義による分析、いわゆる公会計制度による財政分析も重要となってきております。

それぞれの財政分析の手法による説明が必要と考えておるところであります。

3点目でございます。自治体の財政破綻に関する件でございますが、議員ご指摘のとおり、個人で言う自己破産はできず、国の管理下におかれまして、自分たちがつくった債務は自分たちで返済することとなります。全国の平成26年度決算での健全化判断比率は現在集計中ではありますが、平成25年度決算における財政再生基準以上の団体は1団体、夕張市のみでございます。夕張市が総務省に提出した財政健全化計画では、歳入確保のための増税や手数料などの改正を行っております。また、歳出面では人件費の抑制や単独事業の廃止、建設事業の見直し等が計上され、健全財政が見込めるまでの長期20年間にわたりまして取り組むものとなっております。

次に4点目、健全化判断比率における監視機能についてでございますが、財政健全化法の規定により、監査委員の審査に付した上で議会に報告し、住民に公表することとされております。また、財政再生計画なども議会の議決が必要であり、議員ご指摘のとおり、監査部門の役割や議会の監視機能が重要であると考えております。

次に5点目、財政健全化法での4指標の相互関係についてお答えいたします。

実質赤字比率では単年度決算の収支状況について、また連結実質赤字比率では、町全会計における単年度決算の収支状況について指標としております。また、実質公債費比率では単年度における償還金の割合を、将来負担比率では将来の負債残高の割合を指標としております。

次に6点目、財政規律の確立についてでございます。健全化判断比率は、財政の早期健全化や再生の必要性を判断するものであります。また、他の団体と比較することによる財政状況を客観的にあらわすものでございます。地方自治体の財政状況は毎年厳しい状況になってきておりますが、その状況を把握し、明確な意思決定により政策の優先順位をはっきりさせることが必要であります。それが行われてこなかった地方自治体が昨今の財政破綻やその予備軍として表面化しているものと思われれます。

最後に7点目、財政状況の認識についてでございますが、当町では近隣に先駆けて以前より行財政改革を行ってきました。ここ数年の決算状況を見ていただくとわかるように、起債残高は毎年減少しており、逆に財政調整基金の残高は増加しております。現在は健全な財政状況にあると考えておりますが、以前より人件費等の経費節約を行い、過大な施設を有することなく事業を実施してきたことによるものであり、それが今後の厳しい財政状況への備えになっているものと考えております。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

教育行政については、確かに課長の言うとおり、なかなか事務局としては難しいと思うんですね。教育長に聞くべきところなんですけれども、任命されていない中で教育委員会としての意見を伺いました。

ただ、統廃合計画に関しては、ただいきなり説明、報告された中で、笹川小学校の位置に平成32年に1校に統合する、これだけですね。1年以上もたって、やはり何ら説明されていないというのはおかしいと思います。その間に教育委員会会議を開いているでしょうから、その中でどういう協議をしているんですかというのを聞いているのであって、それはやはり答弁をしてもらいたいと思います。

課長の立場はわかりますけれども、1年以上もたっているわけですから、やはり説明がないというのもおかしい。まして住民の意見を聞くとかという部分はありましたけれども、議会に対しては何も説明されていません。この辺も、議会に対しても説明と質疑の機会があるべきだと思います。これは議長にもお願いしておきます。

これは大きな問題ですから。それこそ統合計画（案）にしても、やはりこれは説明が不十分だと思います。前回の質問でも、新しく建てた場合はという、質問に対して計画がありませんので、その経費は算出してありませんとかこうなりますと言っても、やはり財政負担を理由にしているわけですね。そうすると、これだけのものがかかるんだったら町としてはできないから、とりあえずというか、新しく建設した場合どれくらいの財政負担があるんですかと伺っているものであって計画があるとかないとかの問題ではありません。ただ計画していないからとはぐらかすのではなくて、やはり新しくした場合にはこのくらいかかる、その部分は財政負担は町と

しては大変だからという部分を説明してもらわないと、おかしいです。

それと32年に笹川小学校に統廃合、これは笹川小学校ありきであって、必要な部屋が、教室が18、そのときに笹川小学校が18教室、それとその32年度に中学校に統合した場合は10教室の不足、そうすると、将来的に無駄になるとか言っていますけれども、やはり小中一貫校を考えて、中学校の位置で、小中一貫校をやるんだったら、そのときに、それで使えるわけですから無駄にならないと思います。それと笹川小学校にしても、もう耐用年数が来ているわけですから、ある程度のものをやっても、そこで小中一貫校をやらなくて、笹川小学校で、小学校でやっていくのだったら、ある程度のものをやっても、将来的に使えるわけですから、無駄にならないと思います。だから、その辺を、ただ、将来的な方向性をしっかり、小中一貫校をどこでやるんだとか、笹川小学校の位置では小中一貫校はできないでしょうから、敷地的に。それははっきり将来の方向性を示さないと、これは議論できません。と思います。やはりその方向性をしっかり示してもらわないと議論ができない。

ただ、やはり議会に対しても、それだけの説明と質疑の時間はもってほしいと思います。これは要望しておきます。

それとあと、教育行政について、新しい教育委員会制度、なかなか教育長がいないうちで難しいですけれども、たしかに首長の権限が確かに強まったことは確かです。大綱の策定を通じてそれができるわけですから。ただ、総合教育会議には決定権はないわけですね。だから、合議制執行機関という教育委員会が合議制執行機関として残されないとかいうか、存続した意義をしっかりと認識してもらって、やはり最終決定権、執行権は教育委員会にあるわけですから、やはりその辺は教育委員会としてしっかりやってもらいたいと思います。

だから、統廃合に関しては、本当に何回聞いても何ら説明がされていない中、やはり説明責任はしっかり、経緯を含めて説明してもらいたいと思います。これは要望しておきます。

それと財政については、やはり財政健全化判断比率は議会最終日にあるので、これから報告されるでしょうけれども、数字的な面はこれはそれとして、健全化法はそれをクリアしていればよいというのではなくて、どの程度ならば住民生活を犠牲にしないで財政運営ができるかという部分が一番大事だと思うんですけれども、た

だ、その中で、財政分析について伺いましたけれども、財制分析は財政当局では、決算統計から分析するでしょうけれども、ただ、決算統計が十分に使いこなして、財政分析しているかということ、そうではないのではないかなという部分が、思いがありますけれども、その辺としては財政担当者としての認識を伺います。

ただ、先ほども言いましたように、地方自治体の場合は国は赤字国債を発行していますけれども、やはり赤字公債が発行できないというのは本当に財政担当者としては厳しい財政運営をしている状態にある訳ですけれども、赤字債を発行できない中で、町もそれだけ地方債の償還をしていますし、ただ、今はそうですけれども、将来的に教育関係とか、それがあの中で、いわゆる小学校統合、あるいは小中一貫、給食センター、いろいろ施設の老朽化問題、将来的にはかなりの負担が、財政負担が来ると思うんです。その辺の将来見通しもしっかり示して、教育委員会に聞けば、まだ何ら説明されていませんけれども、財政当局としてもその辺をしっかりと検討してもらいたいと思います。

それと健全化判断比率については、これから示されると思うんですけれども、それに一喜一憂するだけではなくて、やっぱり財政分析はしっかりやってもらって、その判断比率の基準を下回っていけばではなくて、どの程度がこの町としては適当というか、適正な水準なのかという部分をしっかりと定めてやっていくべきだと思うんですけれども、その辺についていかがでしょうか。

説明というか、これからの説明、議会に対しての説明も含めて要望しておきますけれども、ただ、要望ですから、そのままにされても困りますんで。ただ、その認識というか、簡単に言うと説明責任ですけれども、これから議会に対する説明するのか、説明する機会があるのか。それとやはり財政負担的というか、その部分に関しては。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

2回目のご質問、3点ほどございまして、まず1点目、健全化法をクリアしていればいいというものではなく、どの程度ならオーケーか、決算統計が十分生かされていないのではないかとということで認識を伺うということでございました。

健全化法をクリアしていればいいというものではないという認識は持っておりま

す。どこからどこまでがいいということは、今は申し上げられませんが、赤字でなければ健全化法にはひっかからないというものでございますので、その点は十分認識しておりますので、今後ともそのような形で財政運営をしっかりとやっていくというようなことでございます。

また、決算統計が十分生かされていないのではないかということでございますが、決算におきましては、その内容を十分精査しまして、検討していきたいと思っております。

また2点目、今は健全化法をクリアしていますが、将来的に学校給食センター等の財政負担もあるので、その見通し、検討についてはというご質問でございますが、将来に向けて十分財政計画を考えていくというようにしたいと思っております。

次に3点目、判断比率だけでなく、財政分析をしっかりとやってもらいたいと。適正な基準をしっかりと考えてもらいたいということでございます。そのとおりのご指摘ということで承って財政の健全な運営を図っていきたいというように思っております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

7番、城之内一男君。

7番（城之内一男君）

まず、教育行政に関しては、やはりもうちょっと詳しく説明してもらいたいと思っております。

それとあと、いろいろ教育長に伺いたいところですが、まだ任命されていない中、これは要望しておきますけれども、次の教育長の任命に当たっては、やはり文部科学省の教育長通知にもありますように、やはり議会の教育長の任命についての同意に関しては、やはり教育長の所信を述べるとか、質疑を行うとか、その辺も議会として考えてほしいと。これは議長に要望しておきます。

それと財政健全化については、確かに今だと状態は健全ですけれども、やはり将来的な見通しをしっかりと持って、確かにいろいろな財政事情があるのもわかっているわけですが、その辺を含めてお願いしたいと思います。

ただ、どうしても教育というか、統合問題とか、給食センターも含めて、行政というのは政策過程で説明するのが苦手というか、しない傾向にありますが、やはり住民協働というか、協働のまちづくりとか、いろいろ掲げているわけですから、や

はりそのためには情報提供を十分に提供されている必要があると思います。政策の過程でも十分に必要な説明をしてもらいたいと思います。その政策形成過程というのが不十分であります。これは要望しておきます。

議長（鎌形寿一君）

全て要望ということで、答弁はよろしいですね。

以上で、城之内一男君の一般質問を終わります。

次に、13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

議長のお許しをいただき、本日の一般質問を行わせていただきます。

私は、議員に立候補させていただく際、町民の皆様の声を形にし、町政に反映させてまいりますとお約束をして4年間、議員活動をさせていただいております。3期目に入る4年前も、目指すまちづくりを目標に働かせていただいております。3

期目に入る4年前も、目指すまちづくりを目標に働かせていただいております。3年を重ね、高齢になっても誰もが安心して暮らせるまちづくりを、さらに子供たちが進学等で都会に出ていっても、また戻ってきて東庄町に基盤を置き、結婚して家庭をつくり、楽しくにぎやかに子育てしていける町にしたいと訴え、取り組んでまいりました。

その中の一つに、高齢者や交通弱者のための交通手段をよりよいものにしていきたいとデマンド交通、乗り合いタクシーの導入を提案してまいりました。現在、我が町は、外出支援バスとして3台が運行しております。昨年には老朽化した車両2台が新車に買い換えられました。旭中央病院の便が5往復し、そのほかで町内を循環しております。

私は平成24年に総務産業常任委員会として栃木県芳賀町のデマンド交通システムの運行状況を視察してまいりました。実際に見させていただき、これが我が町でも導入できたら町民の皆さんのさらなる利便性が図れるのではと思惟ました。過去の一般質問の際の答弁でもありましたが、我が町としては町職員による公共交通研究会を立ち上げて、検討していくということでした。私としても現在の外出支援バスの旭中央病院への便は、利用者も多く、町民にとって大変重要な交通手段になっていると認識しております。

一方、町内を循環するバスは効率よく利用されている人もいますが、多くの人利用しにくい現状にあり、乗車人数も少ないように見受けられます。初めに現在の

外出支援バスの利用状況をお聞きします。

そしてまた、これから高齢者が益々ふえることが予想される中、町民の移動手段について町としてはどのような形を考えているのかお聞きしたいと存じます。

現在、近隣の市町、また全国的にもデマンド交通システムを実施しているところがあると認識しておりますが、町としてもそのあたりは調査済みかと思っておりますので、状況をお聞かせいただき、我が町はこれから高齢者等の交通弱者に対してどのような支援を考えているのかお聞かせください。

次に、女性として、母として、そして現在は孫を持つおばばとして、子育て支援にも全力で取り組んでまいりました。子育てに関しては、年々状況が変化しております。また、生活している地域や家族の形態によっても実情はそれぞれ変わってきます。

我が町は、これまでも子育て支援に関しては近隣の市町に比べて先進的に取り組んできたところもあると理解しております。しかしながら、若い人たちの意識は変化してきており、子育て支援に関してのニーズもさらに高まってきております。晩婚化、非婚化が叫ばれる昨今ですが、ぜひ東庄町に住んで子育てがしたいと思ってもらえる取り組みができたらと考えます。

昨年は、議会全体で大分県豊後高田市へ子育て支援や子供たちの教育に関する先進的な取り組みを視察してまいりました。学びの21世紀塾と称して、まちの宝である子供たちに市民が勉強をサポートする事業が展開され、また、新婚世帯や子育て世帯への住居に対する補助金制度を実施し、さらに子育てに関しては多くのサポート事業が実施されており、大変うらやましいと感じる内容でした。

我が町も今年3月に平成27年度から31年度までの「子ども・子育て支援事業計画」を策定されました。子育て世代に対するニーズ調査も実施され、さまざまな課題や要望が見えてきていると考えますが、それらを踏まえて大きく前進していく事業等がありましたらお聞かせください。

また、町はこういう方針でやっていくと訴えられるものがあればお聞きしたいと存じます。

次に、新しい取り組みを提案させて頂きたいと思えます。昨今、学生を中心に若者が将来の夢を実現するためのチャレンジに対して、自治体として助成金を支給するなど、若者を応援する取り組みを行う自治体が出てきています。子供や学生の夢

を育み、夢へのチャレンジに対し、地域を挙げて応援することは地域の魅力創造にもつながり、町の活性化の重要な施策と考えられます。

愛知県小牧市では、今年度、子供の夢のチャレンジを応援する新規事業として、海外でのボランティアや地域活動など、学生が自ら考えて企画した活動に対し、30万円を上限に経費の一部を助成する「夢にチャレンジ助成金」を創設しました。応募資格は、原則、市内在住の高校生から25歳以下の学生で、対象となる活動内容は、海外での語学研修やインターンシップ、ボランティア、フィールドワークなどで、新たに企画される活動であれば特に制限を設けていないとのことです。

市は募集期間を設けた上で、一次審査となる書類審査を経て、応募者による公開プレゼンテーションを行い、市として6件程度、採択するものです。なお、今年度は当初申請のあった7件中5件が採択となり、海外への渡航費や仕事で行うイベントにかかる費用の一部などに対し助成金が支給され、既にそれぞれの活動に入っているとのことです。

助成を受けた場合は、活動期間を設定し、その後、実績報告会を開催し、活動の内容を発表する場を設ける予定になっているようです。

また、新潟県燕市では、「羽ばたけつばくろ応援事業」と称して、個人の場合は高校生から20歳まで、団体では小学生から20歳までの条件を満たしている人に対して、夢の実現や地域活動実践に対する助成金を出しています。そのほか各地で行っているところがあります。これらは若者が夢に向かって何かを始めようとするのに対して、行政として少しでも経済的に応援して、夢の実現の後押しをしてあげられるものと考えます。我が町でも取り入れるお考えはありますでしょうか。

以上、町民のための事業の取り組みについて1回目の質問を終わります。2回目からは自席にて行わせていただきます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、山崎議員のご質問にお答えいたします。私からは公共交通研究会の推進状況と若者の夢へのチャレンジ応援事業についてお答えいたします。

公共交通研究会は、平成22年に町内公共交通のあるべき姿と住民の生活に密着した交通手段確保のため、研究会を立ち上げました。

まず、外出支援バスの利用状況でございますが、平成26年度の実績では、旭中央病院ルートが3,681人、一日平均14人。町内一周ルートが4,163人で一日平均16人。神代ルートが501人で一日平均2人。笹川ルートが1,126人で一日平均4人。橘ルートが695人で一日平均3人。東城ルートが354人で一日平均1人となっております。年間利用者数は1万4,059人で、一日平均55人となっております。

高齢化が進むと病院への通院や買い物など、お出かけにも苦労することになる人が増えてきます。地方で暮らすには生活の足の確保が不可欠と認識しておりますのでございます。

デマンド交通システムの近隣の状況でございますが、多古町、香取市及び神栖市で一乗車500円から300円で実施中でございます。なお、銚子市、旭市では実施しておりません。

本町といたしましては、今後、外出支援バス、病院の送迎用バス等の有効利用等を含めまして、費用対効果を考慮し、検討していきたいと思っております。

続いて、若者の夢へのチャレンジ応援事業についてお答えいたします。

現在、全国的な問題となっている人口減少問題に対応するためには、次世代を担っていく子供たちが東庄町に生まれ、住んでよかったと思えるまちづくりを進め、悩みの解消、希望の実現に向けた施策が求められております。東庄町としても、今後、議員のおっしゃるような先進地事例等を調査していきたいと考えておりますのでございます。

議長（鎌形寿一君）

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長（石毛克身君）

それでは、私のほうからは質問事項の2点目、子ども・子育て支援事業についてお答えいたします。

初めに、子ども・子育て支援事業計画を踏まえた事業の取り組みについてですが、本年1月からそれまで中学3年生までだった医療費の助成を18歳までの高校生などに拡大し、4月からは不妊に悩む夫婦の経済的負担の軽減を図るため、年額10万円を上限として特定不妊治療の費用の一部を助成、また保育所の保育料に関しては、本年度から第3子以降の保育料の免除の基準について、高校卒業年度までに拡

大いたしました。

実績といたしましては、特定不妊治療については、1件助成しております。また、第3子以降の保育料の免除については、40人が該当しております。従来基準では4人となっております。

なお、保育料の減額も行っており、三階層から五階層の標準的な保育料を月額1,000円から5,000円減額しております。

さらに、地方創生先行型事業といたしまして、子育てガイドブックの作成を予定しております。関係各課から子育てに関する資料等を集め、年度内に作成し、全戸配布する予定でございます。

次に、今後の方針についてですが、子ども・子育て支援事業計画の中にございますファミリー・サポート・センターや病児・病後児保育などの事業については、5年間の計画期間中に関係機関と調整しながら整備を検討してまいります。

また、子育て支援センターや放課後児童クラブなどの事業の促進についても、今後、小学校の統廃合にあわせて検討してまいりたいと思います。

以上で答弁を終わります。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

それでは、総務課の答弁いただいた件ですが、外出支援バスの利用状況ですけれども、神代、笹川、橘、東城ルートの利用数は、やはりかなり少ないのかなと思います。バス停まで遠いので、利用できないという声も聞かれます。そしてまた、移動手段がないというので、だいぶ高齢になっても、時速30キロぐらいのスピードで車を利用されている高齢者の方もいらっしゃいます。周囲の方も心配しておりますし、家族もまたどうすることもできなく、見逃しているような状況かと思えます。今は若い世代と同居している家族は少なくなっております。そしてまた、一緒に暮らしていても、日中はみんな仕事で頼ることもできないのが現状です。

これから益々高齢者は増えていきますので、現状のままで良いとは思えません。

先ほどの、多古町、香取市、神栖市がデマンド交通、多分、課長も細かいところまでご存じないのではないかと思います。ちなみに香取市は、小見川の部分で東南ルートは、3年間は普通の有料の巡回バスを走らせていました。それでまたアンケ

ートをとって、どういう形がいいかということで、この4月から、少しの間、試行運転をしておりました。来月10月から乗り合いタクシーの本格運行に入ることです。これ、少し前に調べました。やっぱり循環バスで利用できるところと、そうでない部分がありますので、うちの町も香取市の南、東のほうと同じような状況のところがありますので、これからはもっと考える必要があると思います。先ほど費用対効果も言われました。費用がかかるというのも聞かされておられますので、理解はしておりますけれども、ただ回しておけばいいというだけでは、だめなのではないかと思えます。旭中央病院のルートはそのまま残しても、町内を循環するバスのほうはもう少し利用者のことを考えて、違う手だてをしてほしいと思えます。

それと若者の夢の応援ですけれども、突然こういうふうに言われても、町としてもお答えしようがなかったので先ほどの答弁かと思えますけれども、やはり若い人たちにも夢に対しての後押しができるように、うちの町もそういうことができるということもぜひ見せてほしいなと思っております。これは要望ですので、どんなかの形でまたできるようにお願いしたいと思えます。

福祉課の子育て支援のほうですけれども、子育てガイドブックを作成することですけれども、もっともっといろいろな宣伝、うちの町は一生懸命やってくさっているのに、町民のところには届いていないという現状があると思えます。先ほど3人目の保育料が、上の子が18歳になるまで免除になったということも、私は、過去に提案をしていましたけれども、自分で気がつきませんでした。だから、関係している人はわかっているのかもしれませんが、町全体の、それこそお父さん、お母さん、その上のおじいちゃん、おばあちゃんの代もやっぱり理解しておいてもらうような形でなければ、東庄町というのは何も無いんだと思われたら困りますので、ちゃんともっともっとPRしてほしいと思えます。

それから、前にも提案いたしましたが、やはり子供が生まれるところから学校に関することまで、一貫して取り次げる窓口を設置すべきだと考えます。ほかの市町でもありますが、子育て支援課として、若い親たちが安心して相談できる窓口が必要であると思えます。赤ちゃんのときは福祉課に、幼稚園、学校に行くときは教育課の窓口に行かなければならないという今、現状ですけれども、全て連動しておりますので、同じ窓口で、ましてやよその地域から、結婚してこちらに住むようになると、現状がわかりません。家の者に聞いても多分わからないと思えます。だから

やっぱり一本の窓口で子育て支援をしていくべきだと思いますので、よろしく願いいたします。

先日発表された厚生労働省の調査で、21歳から30歳の独身男女が将来的に子供を希望しない割合が10年前に比べて増加しているとの新聞記事を読みました。また一方で、既婚の男女が希望する子供の数は、10年前は2人が一番多かったのですが、今回は3人が一番多数派となったとの内容でした。うちの町でも多くの人たちが結婚して、にぎやかに子育てしていただきたいと思いますので、さらなる子育て支援の充実をお願いしたいと思います。

ニーズ調査にもありました、要望はたくさんあると思います。一つずつしかできないかもしれませんが、一つずつでも前進して、若い人たちに理解を得て、ここに住んでいただけるような町にしていきたいと思います。町長の答弁はありませんけれども、町長は、子育て支援、一生懸命やっております。費用対効果のことも考えると難しいかと思いますが、うちの町の将来を担う子供たちの支援ですので、最全力で、お金もちょっとかけていただいて、支援していただきたいと思います。

2回目はほぼ要望になりましたので、この次、またいつか同じ質問をさせていただくときがありますから、そのときには明快な答弁をいただけるように望みます。以上で終わります。

議長（鎌形寿一君）

答弁はよろしいですか。

以上で、山崎ひろみ君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後1時といたします。ご苦労さまでした。

（午前11時41分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

議長（鎌形寿一君）

休憩前に引き続き、会議を開きます。

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

8番、高木です。道路行政を問うということで、質問をしたいと思います。

今年度の道路予算は大幅に増額されておりますが、一部の地域においては請願・

陳情が採択されると1年後には測量設計がされ、着工まで進んでいるところがあります。一方で、40年もできないところもあります。納税者としては、公平に取り扱ってほしいと思います。そこでお尋ねします。今年度中に測量、設計及び着工される予定の場所と工事金額について、また請願・陳情から何年かかっているのでしょうか、お伺いいたします。

それでは個々に3点ほどお聞きいたします。

要旨1、道路のり面の設計基準について。

道路のり面のブロック塀の施工は、崩壊の危険がある場合に設計されるものと思っておりましたが、高さが5メートル以上の道路のり面の上に住宅が建っていて、非常に危険な場所がある一方で、のり面の上には建物もなく、一、二メートルほどの高さのところできれいにブロック塀がつくられています。これはどういうことなのでしょう。道路のり面のブロック塀の設計基準はどのようになっていますか、お伺いいたします。

要旨2、道路整備の個人負担について。

みんなが利用する道路整備において、個人負担を求めるケースがあるようです。町道以外で利用者が少ない等の理由で、道路整備に個人負担を求めることは理解できません。町民税や固定資産税等を納めており、これでは税の二重取りではないのでしょうか。道路整備における個人負担について、どのように考えていますか、お伺いいたします。

要旨3、請願・陳情の取り扱いについて。

道路整備には、請願・陳情がされてから工事が着工されるのが通常ですが、請願が却下されたものが、次の年には舗装工事が完了しているという例があります。このことは、議会の決定に反することであり、議会軽視と言わざるを得ません。この工事の着工を決め、指示された方はどなたなんのでしょうか。重大な責任があると思います。見解を求めます。

次に、男女共同参画について。

要旨1、審議会等の登用割合について。

私は一昨年の9月議会で初めて男女共同参画について質問してから今回で3回目となります。本町においても、男女共同参画への取り組みが始まったということで大変うれしく思っております。審議会等への登用割合は現在、2割ほどですが、男

女共同参画法の目的からいえば、50%を目指すべきだと思います。本町における登用割合の目標をどのように考えますか、お伺いいたします。

要旨の2番目、役場内における登用について。

役場職員の女性の割合も多くなってきていますが、管理職に相当する女性職員は現在何名いるのでしょうか。男女共同参画を推進するに当たっては、まず役場内においても女性の管理職への登用は大切なことだと思っております。登用に当たっては、前の段階での環境整備が必要かと思えます。役場内における女性の登用について、どのような認識があるのでしょうか、お伺いいたします。

以上で私の1回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、高木議員ご質問の質問事項1の道路行政についてお答えいたします。

前段の質問の今年度中に測量、設計及び工事着工が予定されている場所と工事金額並びに請願・陳情から何年かかって実施しているのかとの質問でございますが、測量及び工事等の場所とその契約額につきましては、8月末日分までは行政報告に記載してあるとおりでございます。

その内、町長宛ての要望も含めて、請願・陳情箇所を発注したのは、継続を含めまして6カ所でございます。9月以降に同じく町長宛て要望も含めて事業の実施を予定している箇所は8カ所でございます。

請願・陳情から実施までの期間ですが、一番長いものは平成11年度の議会陳情で、短いものは平成26年度の議会請願でございます。

次に、質問要旨1の道路のり面の設計基準についてでございますが、ブロック積擁壁の設計基準は国土交通省が採用している社団法人全日本建設技術協会並びに社団法人日本道路協会の基準、擁壁工指針等に基づいて設計し、施工しておるところでございます。

続きまして、要旨2の道路整備の個人負担についてでございますが、個人負担を求めて町が道路整備を実施することは、原則ありません。町道を含めた公衆用道路については、全て公的資金を投入して整備することが原則であると考えます。しかしながら、利用者が限られる赤道や行き止まりの道路等まで整備が進まないのが現

状でございます。そのような箇所について、まれに自治会で道路整備工事を実施する場合がございます。その際には、自治会からの要望により、砕石、コンクリート、アスファルト、U字溝等の現物を町から支給し、支援をしているところでございます。今後ともこのような支援は実施していくことが必要と考えております。

最後に、要旨3の請願・陳情の取り扱いについて、お答えいたします。

町長部局への自治会からの請願・陳情等につきましては、いずれの自治会でも提出する権利はございますので、特段、制限は設けなくて、原則全て受け付けをしております。工事を実施した箇所につきましては、町に対してさまざまな請願・陳情、要望がある中で、町として意思決定をして、舗装工事を実施したものでございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、私から高木議員の質問事項2、男女共同参画についての質問にお答えいたします。

町の附属機関としてさまざまな審議会や協議会等が設置されており、意見や審査をいただいているところでございますが、各審議会等の女性委員の割合は20.4%と県下平均からも低い状況でございます。今後、東庄町男女共同参画計画を策定予定であり、その中に審議会等の女性登用割合の目標値を定める予定でございます。現段階では、千葉県目標とする40%を目標にしたいと思っているところでございます。

また、役場内の女性の管理職員数ということでございますが、一般行政職の管理職は25人で、そのうち女性は3人、割合は12%となっております。今後も女性の登用について最大限、努力してまいります。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

2回目の質問をさせていただきます。

まず、前段で申し上げました請願・陳情から何年かかるのかという質問で、最短

で1年、長いところで10年、それ以上かと。これは余りにも開き過ぎているのではないかと思います。その辺について、なるべくそういう差がないようにやっていただきたいと思います。

それから、要旨1ののり面の設計基準についてでありますけれども、私が聞いたのは、この町の設計基準について聞いたのですけれども、国とか、それから県の基準に従っていますということなのですが、私にはそういうのはわかりません。ブロック塀の設計基準なんですけれども、昨年度、施工された町道0202号線においては、私としては設計基準が、東庄町の設計基準はないと思います。全く不要な道路工事が行われてしまったのではないかと思います。設計基準にあった危険なところが、予算がないからという理由で放置されているところが幾つもあります。そんな中、0202号線の工事については、設計基準にないにもかかわらず、いとも簡単にブロック塀の工事が行われました。これはまさにルール違反であり、公平公正を欠く事案です。これらのことについて、どのように認識していますか、お伺いいたします。

それから要旨2番目ですが、私は平成22年9月議会において、農道整備について一般質問しました。そのときの答弁では、町道とそれ以外の道路も整備を進めてまいりますということでした。町道以外の生活道路の整備について、担当課に相談すると、町道の整備を優先するため、町道以外の道路整備については材料は支給しますが、工事は自前でするようにと言われました。農道と一般の生活道路では、整備の基準が違うのでしょうか。お伺いいたします。

町道の整備が終わるまでは50年も100年もかかるかもしれません。これでは一生かかっても町道以外の生活道路の整備はできません。毎日利用する生活道路は、町道の整備と並行して行うべきだと思います。町道以外の道路整備について、どのように考えますか、お伺いいたします。

それから要旨3番目の、請願・陳情の取り扱いについてですが、このことについて、明快な答弁がありませんでした。このことについては、この町議会で請願書が否決されたものが、次の年には整備されている、その二つについてどうなのかと私は聞きました。それでは、議会の議決は何だったのでしょうか。そのことを聞きたいと思ってこの質問をしているんです。ぜひ教えてください。

以上で2回目の質問を終わります。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

高木議員の前段の質問ですけれども、要望と解釈してよろしいでしょうか。なるべく早く行うということで進めております。

議会で採択になったものにつきましては、すぐにでも着手したいと考えています。ただ、今回、11年と長いものにつきまして、ことし工事を発注しましたけれども、その前段の段階でかなり早い時期から流末排水等の工事を実施しているところがございます。早いものでは、24年、25年、議会で採択となったものについては、既に着手をしておるところでございます。

それとのり面の町の基準ということでございますが、特に町の基準はございません。国の基準に則って進めています。ただ、法の高さによって、工法が違うということもありません。のりの高さが1メートル、2メートルであっても、ブロック積を施工することもございます。

続きまして、3番目の町道以外の整備についてということでございますが、町道についてはまだ、改良、舗装等、全て終わっているところではございません。そういったこともありまして、区長なり自治会から要望があったところについては、町道以外でも進めてくれるところがございます。

最後の議会軽視ということでございますが、議会を軽視したわけではございません。翌年とありますが、実際には3年後に農道舗装したところがございます。

以上でございます。

議長（鎌形寿一君）

8番、高木武男君。

8番（高木武男君）

議会で決まったものが3年後だということなんですけれども、そんなに、その程度の感覚で議会に相談なしにできるものなののでしょうか。ちょっと私は疑問に思っております。

それから、道路のり面の設計基準なんですけれども、これは町には基準がないということなんですけれども、これははっきり言って知らなかったんですけれども、ではお伺いします。町道0202号線のあのわずか1メートル、2メートルのブロッ

ク塀工事、あれは町の基準に合っているんですか。あれは絶対に合っていないと思います。上には全然家屋も建っていない。そういうところでこのブロック工事が大金を使ってやられたということは、私にはちょっと納得いきません。そのことについて、答弁していただきたいと思います。

ですから、今言ったこの0202号線のブロック工事、私は、基準にはないと思います。町としては、基準に合うと思っているんですか。それだけ答弁してください。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

擁壁の適用に当たりましては、地形、地質、道路の形状、また用地取得によりまして、現状に適したものを勘案して施工しているところでございます。

また、周辺の地域環境、また景観等にも配慮して道路を整備していかなければならないかと考えています。

平山の件につきましては、擁壁1メートルから2メートルについて、ブロック積で施工しております。この点につきましては、基準に合っていないということは考えておりません。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

以上で、高木武男君の一般質問を終わります。

これで一般質問を終わります。

日程第6、請願の取下げについて。請願第1号、町道4036号線舗装及び側溝整備に関する請願を議題とします。

お諮りします。請願第1号については、請願者より取り下げたいとの申し出がありましたので、これを許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

よって、請願第1号の取下げは許可することに決定しました。

日程第7、請願第4号、町道2017号線の道路拡幅整備に関する請願を議題と

します。

この請願は、総務産業常任委員会に審査の付託をし、継続審査となっている案件であります。

したがって、委員長から審査の経過と結果について報告を求めます。

総務産業常任委員長、林甚一君。

9番（林 甚一君）

総務産業常任委員会審査報告を申し上げます。

総務産業常任委員会に付託されました請願第4号、町道2017号線の道路拡幅整備に関する請願については、6月10日の総務産業常任委員会で継続審査となったため、去る7月16日、副町長、まちづくり課長の出席を得て、再度委員会を開催し、慎重に審査を行いました。その審査の過程と結果についてご報告いたします。

請願第4号、町道2017号線の道路拡幅整備に関する請願についての、審査における意見等を要約して申し上げますと、意見として、前回、中島アパートまでの舗装でよいのではないかという意見があったが、住民の意向としては、安全性、利便性から通り抜けできる道路整備を要望しており、災害時の緊急性を考えれば採択すべきと考える。公安車両等の通行に支障を来しては困るので、住民の要望どおり、巡回できる道路整備を認めてはどうか。請願書、陳情書は数多く出ていると思うが、この道路はぜひ作ってやっていいと思う。以上のような意見等があり、請願第4号、町道2017号線の道路拡幅整備に関する請願について採決をした結果、当委員会としては全員賛成により、採択すべきものと決定いたしました。

以上で総務産業常任委員会の審査報告を終わります。

議長（鎌形寿一君）

これから委員長報告に対する質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。請願第4号、町道2017号線の道路拡幅整備に関する請願を採決します。

この請願に対する委員長の報告は採択です。

委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

請願第4号は委員長報告のとおり採択とすることに決定しました。

日程第8、議案第32号、審議会等の委員構成の変更等に関する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第32号、審議会等の委員構成の変更等に関する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

本条例は、男女共同参画推進の観点から、審議会等における委員構成を一部変更し、女性の登用を促進したく、関係条例の一部改正を行うものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。議員各位のご理解をいただき、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長(鎌形寿一君)

総務課長、金島正好君。

総務課長(金島正好君)

それでは、議案書の5ページをお開きいただきたいと存じます。

町長の提案理由にありましたように、男女共同参画推進の観点から、審議会等において議員枠の一部を知識経験者等に振り分けていただき、女性の登用を促進したく、関係条例の一部改正を行うものでございます。

審議会等の構成員として議会議員からの選出が規定されている条例のうち、開発審議会設置条例など4件の条例について、第1条から第4条で一部改正を行っております。

なお、いずれも委員数の総枠は変更しておりません。

それでは、改正の内容についてご説明いたしますので、恐れ入りますが参考資料の1ページをお願いいたします。

最初に、東庄町開発審議会設置条例でございますが、右側が現行の規定で左側が改正案となっております。

第3条で、議会議員の現行6人を3人とし、知識経験者2人を5人とするものでございます。

なお、開発審議会は総合計画の策定に関する事務が所掌事務となっていることから、審議会の名称を「東庄町総合計画審議会」と改めたく、あわせて改正するものでございます。

次に、2ページをお願いいたします。

東庄町環境基本条例の一部改正でございますが、環境審議会の委員につきまして、町議会議員2人を1人とし、知識経験を有する者2人を3人とするものでございます。

次に、東庄町水道運営審議会条例の一部改正ですが、議会議員4人を2人に、水道加入受益者代表2人を4人に改正するものでございます。

続きまして、3ページとなります。

東庄町青少年問題協議会設置条例の一部改正ですが、議会議員3人を2人に、知識経験者5人を6人に改正するものでございます。

また、あわせて「範囲内において」を「者のうちから」に文言を改めるところでございます。

それでは、議案書に戻っていただきまして、5ページの附則をごらんいただきたいと思っております。議案書の5ページでございます。

この条例の施行日は平成27年12月1日としております。

また、委員の改選時期と重なる開発審議会を除いてほかの審議会につきましては、知識経験者等で新たに委嘱されることとなる委員の任期は、現在委嘱されている委員の任期と同じにする経過措置を設けております。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。

議案第32号、審議会等の委員構成の変更等に関する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第33号、東庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第33号、東庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについて提案理由を申し上げます。

本年10月5日に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆる番号法が施行されることに伴い、本町が保有する特定個人情報

報について適正な取り扱いを確保するため、個人情報保護条例の所要の改正を行うとともに、行政機関個人情報保護法にならった規定の整備及び個人情報保護制度の運営における実態に即した改正を行うものであります。

詳細につきましては担当課長より説明をいたさせます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、議案書の8ページをお開きいただきたいと思います。8ページから13ページまでが条例の内容となります。

町長の提案理由にありましたように、本年10月5日から番号法が施行され、住民票を有する全ての方に個人番号、いわゆるマイナンバーが通知されます。今回の個人情報保護条例の改正の趣旨は、一つとして、番号法の施行に伴い必要な改正を行うこと、二つとして、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律にならった規定整備を行うこと、三つとしまして、本町の個人情報保護制度の実態に即した改正を行うこと、以上の3点でございます。

なお、この一部改正条例は、施行期日を2段階にする必要があり、大きな第1条と大きな第2条で構成されております。

それでは、改正の内容について申し上げます。恐れ入りますが、参考資料の4ページをお願いします。

まずは大きな第1条です。その中で4ページの左側の中段の第2条では、用語の定義について規定しています。

個人情報のうちから、個人番号をその内容に含む個人情報を特定個人情報として定義し、さらに町の機関が保有している個人情報を保有個人情報、このうち特定個人情報に該当するものを保有特定個人情報として規定しています。

これらは番号法及び行政機関個人情報保護法の規定を踏まえ改正したものでございます。

次に、ただいま申し上げましたように、町が保有する個人情報を保有個人情報と定義したことに伴い、目次及び第3条以降で該当する箇所をそれぞれ改正しております。

次に、6ページをお願いします。

第7条で個人情報の収集の制限について規定しています。

次に、6ページから7ページにかけてごらんください。

第8条で、保有個人情報の利用の制限について規定しております。

また、8条の2を設けまして、個人番号を含む保有特定個人情報については、個人の生命、身体、または財産の安全を守るために必要がある場合に限って、目的外の利用を認めるものと規定しております。

次に、第9条で、提供の制限について規定しております。

次に、9ページをお願いいたします。

第13条で保有個人情報の開示請求権について規定しております。

次に、13ページになりますが、第23条は、訂正請求権について規定しております。

14ページでございますが、第28条、利用停止請求権について規定しております。

続いて15ページ、第31条で個人情報保護制度の運営上の改正をしております。

以上の内容が一部改正条例の第1条に規定する主な内容になっております。なお、施行日は番号法の施行日であります本年10月5日としております。

次に、大きな第2条についてご説明いたします。

参考資料で18ページ、19ページになりますので、お聞き願いたいと存じます。

この改正は、番号法の中で情報提供等記録について規定されたことにより必要な改正を行うものでございます。

番号制度によって、将来、国と地方公共団体、あるいは地方公共団体同士でネットワークによる情報のやりとりが行われるようになります。個人情報の提供のやりとりの記録、例えば誰と誰の間で、どのような情報が提供されたかといった記録が情報提供等記録と言い、これについて情報の定義及びその取り扱いについて必要な改正を行っております。

この改正につきましては、番号法におきまして、定められた日から施行することになります。国の予定では平成29年1月とされておりますが、正式には政令によって決定いたします。

以上で説明を終わります。よろしくご説明申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して、直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

議案第33号、東庄町個人情報保護条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第34号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、議案第34号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、本年10月5日から通知カードの交付が始まるほか、平成28年1月からは希望者には個人番号カードの交付も始まります。通知カード、個人番号カードと

も、初回の費用負担はありませんが、紛失などの再交付について手数料を定めるため、東庄町手数料徴収条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

それでは、私のほうから東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、内容説明を申し上げます。

議案書の15ページと参考資料の20ページをあわせてごらんいただきたいと存じます。

先ほど町長の提案理由にもありましたように、本年10月5日から国民一人ひとりに個人番号が付番されまして、通知カードの交付が始まります。来年1月1日からは個人番号の利用が始まるほか、希望者には顔写真付きの個人番号カードの交付が始まります。

同時に、現在交付しております住民基本台帳カード、こちらの交付が終了となります。

通知カード及び個人番号カードの交付手数料は、国庫補助がありますので、初回のみ個人の費用負担はございません。ただ、紛失等によります再交付につきましては、補助対象外でございますので、受益者負担の原則に基づきまして、有償となります。

それにつきまして、東庄町手数料徴収条例の別表を改正し、金額を明確化するものでございます。

金額につきましては、総務省事務連絡に基づきまして、カード等の原価等を考慮して、通知カード500円、個人番号カード800円とさせていただきます。

なお、施行日につきましては、平成28年1月1日でございます。ただし、通知カードの再交付の手数料につきましては、本年10月5日から施行ということでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

質疑なしと認めます。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

議案第34号、東庄町手数料徴収条例の一部を改正する条例を制定することについてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第35号、香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、議案第35号、香取広域市町村圏事務組合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について提案理由を申し上げます。

火葬施設おみがわ聖苑が平成28年4月1日より香取市から香取広域市町村圏事務組合に業務移管されることに伴い、議会の議決を求めるものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、議案第35号、香取広域市町村圏事務組合同規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について、引き続き、内容のご説明を申し上げます。

香取広域市町村圏地域内の火葬施設には、香取広域市町村圏事務組合が管理運営する北総斎場と香取市が設置・管理し、東庄町から香取市へ事務委託をしているおみがわ聖苑の2施設があり、それぞれに処理区域が定められております。

今般、平成27年6月12日に香取市から香取広域市町村圏事務組合に経営の合理化や利便性の向上を目的として、おみがわ聖苑の業務移管の協議がございました。香取広域市町村圏事務組合に関しては、構成、市町長会議及び組合議会全員協議会においてご理解をいただき、業務移管を承諾する旨を香取市に回答いたしました。このため、地方自治法第286条の規定により、香取広域市町村圏事務組合の規約第4条第4号に規定する火葬場の設置、管理及び運営に関する事務の共同処理する区域を香取市の旧小見川町、山田町を除いた区域及び神崎町から香取市、神崎町、東庄町へ変更しようとするものであり、地方自治法第290条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

参考資料の21、22ページをお願いいたします。

規約の新旧対照表でございます。火葬場だけの変更をするものでございますが、表記方法もわかりやすく改正するという事で、全部を改正しているようになっておりますが、実際は火葬場の関係だけを変更してございます。

説明は以上です。よろしく願いいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

4番、花香孝彦です。今日、千葉日報の新聞のほうで、この新聞の内容を拝見させていただいたんですけれども、その中行財政改革の一環ということと利用率の統一ということが明記されておりましたので、そこの2点を中心に質問させていただきたいと思うんですけれども、行財政改革の一環として業務移管ということであ

れば、今後、費用の負担が下がるのかどうかということが考えられると思います。まず、その点が1点であります。

また次に、利用の範囲を香取全域に既に広げて利用できるようになっているところですが、この広げたことによりまして、火葬場の使用者が若干、今現在ふえていると見受けられます。それに伴いまして、利用率の変更、利用料金のほうの変更を行いますと、今まで1万5,000円だったものを神崎町の5,000円に金額を統一することによって、香取市内の利用者が小見川に数多く利用者が移ってくるということが考えられると想定しております。

そういう中で、佐原地区の方が多く小見川のほうに移ってくることを考えますと、東庄町と神崎町の両方の利用につきましては、ちょっと説明が前後しますけれども、佐原地区の方が小見川に来ることによって、小見川の火葬炉を増設しなければならないという懸念事項が1点、考えられると思います。

また、神崎町のほうにつきましては、逆に利用者が移ることによって、利用負担割合が高まると考えられます。

さらに、神崎町のところの火葬場につきましては、何年も経過しているので、その建てかえも検討しなければならない時期に来ているのかと考えられると想定しているんですけれども、建てかえを行った場合に佐原地区の住民の方々が、今まで小見川を使っていたものが、またもとへ戻るということも考えられ、利用者の負担割合によって、負担する金額が、その利用者、香取市、佐原地区の方々の利用者によって負担割合がその都度、変わることが考えられると考えるんですけれども、その点の計画を伺いたいのと、もう一点伺いたいことがあります。当初、小見川の火葬場につきましては、建設費を小見川、山田、東庄で建設をされて、ほぼ返済、償還が平成31年に終わるものと、そろそろ終わるものと考えているんですけれども、その建設費用の負担が恐らく今現在、東庄町には大きく負担がのしかかっているものと考えられるんですけれども、それ以降、香取広域全体で小見川の火葬場を利用するということであれば、その当時建てた建設費の負担割合の見直しというものも考えていかなければならないと考えるんですけれども、そこら辺の費用負担の計画、総合的な計画について、既に承諾をされているということであれば、全体の見える今後、5年、10年、何年先かよく見えませんが、神崎町の火葬場を新しくする計画が発足される時期までの負担の割合を見たいと考えるんですけれども、

そこら辺の計画を伺いたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

暫時休憩といたします。

（午後 1時54分 休憩）

（午後 1時55分 再開）

議長（鎌形寿一君）

会議を再開します。

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

火葬場の件でございますが、花香議員のほうから行財政改革というお話がありました。これに関しましては、私どもは事務委託をしている立場でございます、香取市の事務の責任の上で処理されるものでございます。

続きまして、料金の関係、それと財産に関する負担ということだったと思いますが、今までの東庄町、それとそれに関係しますのは香取市のうちの山田、小見川地区の部分でございます。負担に関しましては今までどおり継続されるものと承知しております。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

負担につきましては、今までどおり負担されるということは、約30%の負担がこのまま負担になるということになると思いますが、利用割合に応じて、恐らく今現在3割利用が東庄町だったものが、香取市全域に広げたことによって、割合が既に変ってきていると。数字、データの的にはもう香取市の広報に示されていると思うんですけども、利用者のほうが既に香取市のほうが多くなっていることは考えられます。

そういうことを考えると、人口割、利用者負担割等々で割合の変更をこれから求めていかないと、東庄町の負担がさらに増すばかりと考えられ、また、利用する人が今後、神崎町のほうを利用するようになったときに、さらにその割合が東庄のほうに高くなると考えられるため、今のうちから割合についてはよく将来性を計画、

検討して、割合をもう少し低くすべきだと考えるところが1点と、建設費の負担を今まで恐らく平成31年までのことなので、ほぼ全額払い終わっているものと考えられますけれども、7億円かかった建設費のうち3割、東庄町が負担しておきながら、その後、その負担のない香取市の人たちが利用料だけで利用できるということは、東庄のほうに負担がかなり多のしかかっていると考えられると思いますけれども、そこら辺の建設費につきまして、一たん、一部事務組合に付すときに設備の費用の負担を精算して、残りのあと15年ぐらい使えるのか、25年使えるかわかりませんが、残りの期間に切り分けて、一たん精算するということは考えられないでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

おみがわ聖苑の香取市内の利用が増えて、負担割合の実態が現実に合わないのではないかというお話だと思います。

これにつきましては、香取市内の小見川、山田以外の地区の方がおみがわ聖苑を利用する場合、確かに個人負担は市内統一料金で処理されているかもわかりません。ただ、香取市のほうとしては、おみがわ聖苑の関係のほうで、地域外としての差額分を納めるという形で調整をしております。ですから、内容としては、今までと実態は全く変わっていないというのが現状でございます。

ですから、建設費についても同一の考え方です。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

4番、花香孝彦君。

4番（花香孝彦君）

建設費の差額は、それは管外料金ということで含まれる負担と1万5,000円から差し引いて4万5,000円多く払っているということで考えていると思うんですけれども、その分の金額については、恐らく建設費を含めない金額で想定された料金だと私の中では考えているんですけれども、その負担外料金を払っているということにつきまして、建設費が含まれているのかどうかということをもう一度、見直してみたいと思うんですけれども、そこら辺について全体的な計画

を見ながら、東庄に不利がないように進めていただきたいと考えるんですけども、もちろん当たり前だと思うんですけども、東庄町が不利がないように設定してもらえようをお願いしたいと思います。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

不利とかという形では考えておりませんで、今の考え方が公平だというふうを考えます。

ただ、広域のほうへ事業も移りますので、今後、東庄町の住民が少しでも負担が軽くなるように交渉というか、協議を進めていければというふうには考えています。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

議案第35号、香取広域市町村圏事務組合理約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

日程第12、議案第36号、東庄町立橋小学校屋内運動場非構部材耐震工事請負契約の締結について及び日程第13、議案第37号、東庄町立東城小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請負契約の締結について、以上2案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

（事務局朗読）

議長（鎌形寿一君）

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長（岩田利雄君）

それでは、ただいま一括議題となりました議案第36号、東庄町立橋小学校屋内運動場非構部材耐震工事請負契約の締結について及び議案第37号、東庄町立東城小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請負契約の締結についての提案理由を申し上げます。

この2件の工事請負契約は、先般、指名競争入札を行いまして、落札した業者と契約を締結したものでございます。

予定価格が5,000万円を超えたことから、関係法令の規定に基づき、議会の議決をお願いしたく、提案させていただくものでございます。

なお、詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、議案書の18ページをお開きいただきたいと思います。

議案第36号、東庄町立橋小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請負契約の締結について及び議案第37号、東庄町立東城小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請負契約の締結についてをご説明申し上げます。

初めに、議案第36号、東庄町立橋小学校屋内運動場非構造部材耐震工事でございますが、8月26日に10社による指名競争入札を執行いたしました。その結果、石井工業株式会社が4,881万6,000円、うち消費税及び地方消費税361万6,000円で落札したので、議会の議決を条件に同社と工事請負契約を締結したところでございます。

19ページをお願いいたします。

次に、議案第37号、東庄町立東城小学校屋内運動場非構造部材耐震工事につきましても、8月26日に10社による指名競争入札を執行しました。この結果、石井工業株式会社が6,015万6,000円、うち消費税及び地方消費税額445

万6,000円で落札したものでございます。

議会の議決を条件に同社と工事請負契約を締結したところでございます。

本計画2案件は、いずれも予定価格が5,000万円を超えることから、議会の議決を得なければ契約の効力が発生しないため、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により議会の議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

すみません、大変単純で未熟な質問なんですけど、議案36号のほうなんですけれども、5,000万円を超える契約とありますが、この契約は4,881万6,000円なんですけど、四捨五入すればなりませんが、どの範囲で四捨五入するのか、約5,000万円には違いないんですが、超えるものという言葉がさっきから何度も聞いているので、とても不自然に感じて、ほかの契約のこともありますので、全てが議会にかけられるものなのか、5,000万円を超える、超えない、その辺の判断をお聞かせください。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

これにつきましては、設計金額と予定価格と入札金額というのがあります。ここに載っているのは、入札した金額が載っておりまして、予定価格が5,000万円を超えるものにつきましては、それについては5,000万円を入札の金額が下回っても、予定価格が5,000万円でありましたら、それを議会の議決に付さなければいけないということでございます。

13番（山崎ひろみ君）

わかりました、ありがとうございます。

議長（鎌形寿一君）

よろしいですか。そのほか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第36号、東庄町立橘小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第37号、東庄町立東城小学校屋内運動場非構造部材耐震工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩といたします。再開は午後2時25分といたします。

(午後 2時11分 休憩)

(午後 2時25分 再開)

議長(鎌形寿一君)

休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第14、議案第38号、平成27年度東庄町一般会計補正予算(第3号)から、日程第17、議案第41号、平成27年度東庄町水道事業会計補正予算(第1

号)まで、以上、4案を一括議題とします。

職員に議案の朗読をさせます。

(事務局朗読)

議長(鎌形寿一君)

本案について提案理由の説明を求めます。

町長、岩田利雄君。

町長(岩田利雄君)

それでは、ただいま一括議題となりました、議案第38号から議案第41号まで、一般会計のほか特別会計2件及び企業会計1件の補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

最初に一般会計補正予算について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億4,753万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ52億1,777万6,000円とするものでございます。

今回の補正ではマイナンバー、いわゆる番号制度に係る事業費や、町単費で補助する新規需要米等補助金、国・県の補助金を活用して行う産業振興関係事業について予算計上しております。

また4月の人事異動に伴う人件費の補正並びに平成26年度決算を踏まえ、財政調整基金への積み立ても補正をいたしました。

初めに、マイナンバーに関する事務でございますけれども、本年10月から全住民に通知がされ、翌年1月より希望者へ個人番号カードを交付することとなっております。これに伴う人件費や委託料、備品購入費等の経費を補正しております。

次に、産業振興関係でございますけれども、産地整備支援事業やさわやか畜産事業など、野菜等生産者や畜産事業者に対する補助を行います。また、全額、町単費で補助する新規需要米等補助金、県補助による水田自給力向上対策事業補助金など、水稻生産農家に対する補助金も増額補正をしております。

最後に、財政調整基金の積立金でございますけれども、この後、認定第1号でご審議をいただきます平成26年度一般会計決算の剰余金額を踏まえ、新規に1億円を積み立てるものでございます。

財政調整基金は、今後の計画的な財政運営を行うため、あるいは災害等、不測の

事態に対応するための基金であります。財政状況を踏まえ、積み立てが可能な時は積極的に積み立てを行い、今後の財政運営に備えてまいりたいと考えております。

以上、一般会計補正予算の主なものにつきまして申し上げます。

続きまして、議案第39号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)につきまして申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,262万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ24億9,846万9,000円とするものでございます。

この補正につきましては、退職被保険者等、高額療養費の需要の増に伴い補正をするものでございます。

続きまして、議案第40号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)について申し上げます。

既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ427万4,000円を追加いたしまして、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億8,242万4,000円とするものでございます。

主な補正の内容でございますが、歳出では1款・総務費で職員の人件費等を減額補正し、5款・諸支出金では過年度分の介護給付費等の返還金を増額補正するものでございます。

歳入では7款・繰入金で職員の人件費等の減額分を一般会計へ戻し入れするための減額補正をし、8款・繰越金では過年度分の介護給付費等の返還などに不足する財源を前年度繰越金で充てるものでございます。

続きまして、議案第41号、平成27年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)について申し上げます。

初めに、予算第3条に定めた収益的収入及び支出の補正でございます。営業事業の総係費に68万9,000円を追加し、事業費用総額で3億9,037万円にするものでございます。この補正につきましては、職員の異動等に伴う人件費等の増額補正をするものでございます。

また、予算第6条に定めた、議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費56万5,000円を追加し、3,121万5,000円とするものでございます。

以上、議案第38号から議案第41号までの提案理由を申し上げました。詳細につきましては、担当課長より説明をいたさせます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いを申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

総務課長、金島正好君。

総務課長（金島正好君）

それでは、平成27年度東庄町一般会計補正予算（第3号）の内容について、説明させていただきます。

初めに、歳出予算から申し上げますので、議案書の27ページをお願いいたします。

今回の補正では、町長の提案理由にもありましたとおり、4月の職員人事異動に伴う人件費の補正を関係科目で行っております。これは1款の議会費を初めとする各款において、2節の給料、3節の職員手当等、4節の共済費、19節の総合事務組合負担金に計上しております。

2節・給料でマイナス21万7,000円、3節・職員手当等でマイナス35万5,000円、4節・共済費でマイナス177万5,000円、19節・負担金等でプラス49万9,000円、総額で184万8,000円の減となっております。

そのほか一般会計から特別会計への人件費繰り出し及び事務費繰出金の繰り出し分の補正として3款・民生費で国民健康保険特別会計繰出金が62万8,000円の増、介護保険特別会計が619万1,000円の減となっております。

なお、以降は、これ以外の補正内容について説明させていただきますので、ご了承願います

初めに、2款・総務費、1項1目・総務管理費、一般管理費で、13節・番号制度にかかるシステム改修委託料73万4,000円、先ほど町長の提案理由にございましたマイナンバーに関する経費のうちシステム改修にかかる追加補正でございます。

続いて、8目・防災対策費の15節・防災行政無線屋外子局移設工事で130万円、大久保地先の道路拡幅工事に伴い、防災行政無線のスピーカ（子局）の移設が必要となったことによるものでございます。

次に、3項1目・戸籍住民基本台帳費の3節・時間外勤務手当15万円、11節・

需用費1万8,000円、12節・郵便料30万1,000円、13節・委託料39万4,000円、18節・プリンター購入費91万8,000円、19節・負担金519万円、これらは全て番号制度における通知や登録にかかる事務費やシステム改修経費、機器購入費となっております。

3款・民生費、1項1目・社会福祉費、社会福祉総務費の3節・時間外勤務手当25万円、重度心身障害者医療費助成事業の移管がされたこと等による事務の増加によるものとなっております。

13節・委託料5万4,000円は、障害者福祉サービスにおける番号制度にかかるシステム改修委託料となっております。

29ページをお願いいたします。

28節のうち3番目に記載の介護保険特別会計繰出金、低所得者保険料軽減分157万4,000円、介護保険特別会計において6月補正予算で予算措置した内容ですが、国・県の負担金は一般会計で歳入してから介護保険特別会計に繰り出すべきものでありましたため、今回の補正で一般会計に計上したものでございます。

なお、介護保険特別会計補正予算において、同様の予算措置をしております。

続いて、6目・デイサービスセンター費の11節・修繕料11万6,000円、保健センター内のデイサービスセンター休憩室の換気設備の修繕料となっております。

次に、2項2目の児童福祉費、児童措置費は、歳入の財源振替のみでございまして、児童手当における番号制度補助金の財源受け入れに伴う補正となっております。

次の3項1目・国民年金事務取扱費の13節1万8,000円の番号制度にかかるシステム改修委託料を計上する内容となっております。

次の5項1目・臨時福祉給付金事業費ですが、23節の臨時福祉給付金返還金で、31万7,000円。昨年度に交付しました臨時福祉給付金の精算により、国補助金の返還を行うものでございます。

30ページをお願いいたします。次の5款・農林水産業費、1項3目・農業費、農業振興費の19節・産地整備支援事業補助金264万8,000円、野菜や花きの生産者に対する助成で、施設整備や機器購入など5件の事業を予定しております。

次の4目・畜産業費、19節・さわやか畜産総合展開事業補助金480万円、畜産事業者の行う浄化処理施設の機能向上機器整備の補助金2件の事業費となっております。

ります。

続いて、5目・農地費、11節の消耗品マイナス8万5,000円、13節・委託料41万1,000円及び19節・負担金302万9,000円、農地維持のための多面的機能支払交付金にかかるものとなっております。

次の31ページをお願いいたします。

続いて6目・水田農業構造改革対策推進費の19節・新規需要米等補助金2,305万3,000円と水田自給力向上対策事業補助金240万円、新規需要米等補助金は、経営所得安定対策のための飼料用米補助金にかかるもので、全額、町単費による補助金でありまして、当初予算に不足する額を増額補正するものでございます。水田自給力向上対策事業は、県補助金で効率的な土地、水利用のための農業に対する補助金で、こちらも当初予算に同額補正するものでございます。

次に、6款・商工費、1項1目・商工費、商工総務費の3節・時間外勤務手当30万円、プレミアム付商品券の発行や観光イベントなどの事務増加によるものとなっております。

3目・観光費では、観光案内看板改修工事400万円、国道356号線に観光案内看板を設置する事業で、既存の香取市境の看板の改修及び新規に銚子市境に設置するものとなっております。

次に、7款・土木費、5項1目・国土調査費、地籍調査費の13節・複図作成業務委託料75万円。当初予算に計上しておりました事業ですが、委託経費が増加したことによる補正となっております。

続いて、9款・教育費に入りまして、2項1目・小学校費、学校管理費ですが、次の32ページをお願いいたします。4節、7節、9節は、学習支援員の保険料や賃金、交通費にかかる補正となっております。神代小学校において、支援学級の生徒の増加があったため、学習支援員の追加配置が必要となったことによるものでございます。

続いて、13節で産業廃棄物処分委託料72万8,000円。低濃度PCB廃棄物について、運搬、廃棄する経費の補正となっております。

次の6項3目・保健体育費、学校給食費の18節で、機械器具購入費47万6,000円。調理用機器の故障により買い替えが必要となったことによるものでございます。

歳出の最後、12款・諸支出金、1項1目・基金費の財政調整基金積立金1億円、平成26年度の決算を踏まえ、財政調整基金に1億円を積み立てるものでございます。なお、財政調整基金の平成26年度末の現在高は13億389万5,000円ですので、新規積み立て後は14億389万5,000円となります。

次に、歳入について申し上げます。議案書の26ページをお願いいたします。

14款・国庫支出金、1項4目・国庫負担金、介護保険国庫負担金の1節・介護保険国庫負担金104万9,000円。介護保険料の低所得者保険料軽減国庫負担金で、介護保険特別会計への繰出金の財源となっております。

次の2項1目・国庫補助金、総務費国庫補助金の1節・番号制度補助金814万9,000円。歳出で申し上げました番号制度にかかる各システム改修に対するシステム補助金や個人番号カードの交付にかかる経費の事務費・事業費の補助金となっております。

次に、15款・県支出金、1項7目、県負担金、介護保険負担金の1節・介護保険県負担金52万5,000円。先ほど国庫負担金で説明いたしました介護保険料の低所得者保険料軽減に対する負担金の県分となっております。

次の2項4目・県補助金、農林水産業費補助金の2節・農業振興費補助金・264万8,000円。農業振興費で補正しました産地整備支援事業補助金の財源となっております。

次の3節・水田農業構造改革対策推進費補助金240万円。歳出の水田農業構造改革対策推進費で補正しました水田自給力向上対策事業補助金の財源となっております。

次の5節・農地費補助金240万2,000円は、農地費の多面的機能、支払交付金として現地確認業務委託料や管理協議会共同活動支援負担金の財源となっております。

次の8節・畜産事業補助金320万円、畜産業費で補正しました、さわやか畜産総合展開事業に対する補助金となっております。

続いて7目・商工費補助金、2節・観光費補助金259万円。観光費で計上しました観光案内看板改修工事の補助金となっております。

次に、18款・繰入金、1項3目・介護保険特別会計繰入金でございますが、前年度の介護給付費等の精算による返還金として、359万2,000円を繰り入れ

るものでございます。

最後に、歳入が歳出に不足する1億2,097万6,000円につきまして、19款・繰越金で補正するものでございます。

以上で、一般会計補正予算(第3号)の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

議長(鎌形寿一君)

町民課長、多部田秀也君。

町民課長(多部田秀也君)

それでは、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)の内容について説明をさせていただきます。議案書の40ページをお願いいたします。

初めに、歳出でございます。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費におきましては、人事異動に伴い3節で職員手当等、19節で総合事務組合負担金の所要の増額を行うとともに、13節・委託料では、番号制度並びに高額療養費にかかるシステム改修費用45万3,000円を増額するものでございます。

2款・保険給付費、2項・高額療養費、2目・退職被保険者等高額療養費におきましては、大幅な負担増が見込まれることから、1,200万円の増額。

8款・保健事業費、3項・保健センター事業費、1目・保健指導事業費では、19節・総合事務組合負担金の不足分1万2,000円を増額し、合計1,262万8,000円を増額するものでございます。

続きまして、歳入でございますが、39ページをお願いいたします。

歳出の増額補正により、不足する財源につきましては、9款・繰入金、2項1目・一般会計繰入金62万8,000円と10款1項1目・繰越金1,200万円をもって補正財源とするものでございます。

説明は以上でございます。ご審議の上、可決くださいますよう、よろしくお願いたします。

議長(鎌形寿一君)

健康福祉課長、石毛克身君。

健康福祉課長(石毛克身君)

それでは、議案第40号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2

号)について、内容をご説明申し上げます。議案書の47ページをお開きいただきたいと存じます。

歳出よりご説明申し上げます。

1款・総務費607万2,000円の減額は、1項1目・一般管理費で職員の異動等による人件費等の補正によるものでございます。

次に、3款・地域支援事業費1万7,000円の減額については、共済費の率の変更等による人件費等を補正するものでございます。

続いて、5款・諸支出金1,036万3,000円の増額についてですが、48ページ、1項2目・償還金677万1,000円の増額については、平成26年度分の介護給付費、地域支援事業費の確定・精算による国、県、社会保険診療報酬支払基金への返還金、2項1目・一般会計繰入金359万2,000円の増額についても、平成26年度の介護給付費、地域支援事業費の確定・精算に伴う一般会計への返還金を補正するものでございます。

以上の結果、歳出補正額は427万4,000円の増額となります。

続きまして、歳入をご説明申し上げます。46ページをお開きいただきたいと存じます。

3款1項・国庫負担金104万9,000円と5款1項・県負担金52万5,000円の減額については、6月補正で計上しました介護保険の制度改正に伴う低所得者の保険料軽減に要する費用にかかる公費分が一般会計に計上されるべきものだったため、補正するものでございます。

次に、7款・繰入金461万7,000円の減額についてですが、1項3目・その他一般会計繰入金619万1,000円の減額については、職員の異動等による人件費等の減額分を一般会計へ戻し入れるもので、1項4目・低所得者保険料軽減繰入金157万4,000円の増額については、先ほど申し上げました国庫負担金及び県負担金で減額した低所得者の保険料軽減に要する費用にかかる公費分を改めて一般会計から繰り入れするための補正でございます。

8款・繰越金1,046万5,000円の増額については、平成26年度分の介護給付費等の精算による返還などで不足する財源について、前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上の結果、歳入補正額は427万4,000円の増額となります。

以上で、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算の説明を終わります。よろしくお願ひ申し上げます。

議長（鎌形寿一君）

まちづくり課長、大後修司君。

まちづくり課長（大後修司君）

それでは、続きまして議案第41号、平成27年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）についてご説明申し上げます。51ページをお願いいたします。

第2条、収益的収入及び支出についてでございますが、支出の第1款・事業費用に68万9,000円を増額し、3億9037万9,000円とするものでございます。

次に、第3条につきましては、予算第6条に定められた職員給与費に56万5,000円を増額し、3,121万5,000円とするものでございます。

続きまして、52ページをお願いいたします。平成27年度東庄町水道事業会計補正予算（第1号）実施計画でございます。こちらにつきましても、職員給与費に、職員の異動に伴う人件費の補正でございます。

続きまして、53、54ページ、こちらにつきましても、同じく職員の異動に伴う予定キャッシュ・フロー計算書となっております。

続きまして、55、56ページ、こちらにつきましても、給与費明細書として、職員の異動に伴う増減でございます。

続きまして、57ページをお願いいたします。収益的収入及び支出のうち支出では第1款・事業費用、第1項・営業費用、第4目総係費ということで、この補正につきましても、職員の異動等に伴う人件費等の増額補正でございまして、各節に記載のとおりでございます。

以上で、東庄町水道事業補正予算（第1号）の説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

議長（鎌形寿一君）

提案理由の説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

議案書32ページの学校管理費の委託料の産業廃棄物処分委託料、先ほど低濃度

P C Bというお話でしたけれども、具体的にはちょっと何なのか教えていただけますか。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

こちらにつきましては、キュービクルというのがございますが、その中に入っております変電設備の絶縁体に使用されているところというふうに認識しております。ちょっと詳しいところは私も存じ上げませんが、絶縁体の中にP C Bを使っている形です。その廃棄に関しましては、国レベルで廃棄業者のほうを選定、または管理しておりまして、そのいわゆる順番が本県にも回ってきたということで、急に補正をお願いするものであります。

今、保管場所は公民館の変電室の中に鍵をかけて保管してございます。

以上です。

議長（鎌形寿一君）

13番、山崎ひろみ君。

13番（山崎ひろみ君）

大体わかりました。笹川小学校の場合、移動した物でよろしいんですか。

議長（鎌形寿一君）

教育課長、小林豊君。

教育課長（小林 豊君）

大変申しわけございません、詳細につきましては、今、ここでご答弁申し上げられるほど認識をしております。ただ、これらのものということで、ご認識いただければと思います。よろしく願いいたします。

13番（山崎ひろみ君）

はい、わかりました。

議長（鎌形寿一君）

そのほか。

11番、多田和弘君。

11番（多田和弘君）

一つお伺いしますけれども、40ページの保険給付費が当初予算に比べて大幅に

上回る、増額する予定になったので1,200万円を増額したということなんですが、具体的にはどういうことなんでしょうか。

議長（鎌形寿一君）

町民課長、多部田秀也君。

町民課長（多部田秀也君）

高額療養費でございますけれども、個別の病名等は申し上げられませんが、高度な医療を要する病にかかった方、あるいは大きな手術、そういったものが発生しますと、公費の負担が急に増額となります。ましてこれが継続的に治療が必要となると、大きな変動になるというのが今回の補正でございます。

議長（鎌形寿一君）

そのほか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

討論を省略して直ちに採決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

これから採決を行います。採決は1件ごとに行います。

初めに、議案第38号、平成27年度東庄町一般会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（鎌形寿一君）

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号、平成27年度東庄町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号、平成27年度東庄町介護保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号、平成27年度東庄町水道事業会計補正予算(第1号)を採決します。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

ここで、お諮りします。

本日の会議はこれで延会にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(鎌形寿一君)

ご異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会とすることに決定しました。

本日はこれで延会します。

明日の会議は定刻に参集願います。

ご苦労さまでした。

(午後 3時02分 延会)